

平成 29 年度

第 10 回文教民生常任委員会会議録
第 2 回文教民生分科会会議録

平成 29 年 9 月 6 日

宍 粟 市 議 会

平成29年度第10回文教民生常任委員会会議録

日 時 平成29年9月6日(水曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 9月6日 午前 9時00分

次 第

1. 審査・調査・報告事項

(総合病院)

継続調査

- ・ 公立穴粟総合病院改革プラン
年度別スケジュール

(市民生活部)

審査事項

- ・ 第79号議案 穴粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

継続調査

- ・ 環境施策について
資源ごみコンテナ収集について

その他報告事項

- ・ 医療費支払状況

(健康福祉部)

審査事項

- ・ 第83号議案 市有財産の処分について

継続調査

- ・ 福祉計画関係
第3回穴粟市障害者福祉計画等策定委員会の開催
- ・ 医療と介護の連携について
医療と介護のサービスマップの作成について

その他報告事項

- ・ 敬老会事業見直しについて

・宍粟市における地域医療推進のための基本方針（骨子案）について

（教育部）

継続調査

・学校規模適正化・幼保一元化推進計画進捗状況について

・学校給食センター異物混入状況及び対策について

第76回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

2. その他

・閉会中の継続調査事項について

・おでかけ市議会報告書について

・次回委員会の開催について

出席委員

委員長	榎橋美恵子	副委員長	浅田雅昭
委員	宮元裕祐	委員	山下由美
”	今井和夫	”	神吉正男
”	大畑利明	”	林克治
議長	実友勉		

出席説明員

（総合病院）

総合病院事務部長	志水史郎	総合病院事務部次長兼医事課長	大前和浩
総合病院総務課長	船曳浩尉	総合病院部付課長	後藤一三
総合病院総務課副課長兼財政係長	高下司	総合病院総務課副課長兼施設管理係長	鳥居長則
総合病院医事課副課長	秋久一功		

（市民生活部）

市民生活部長	小田保志	市民生活部次長	垣尾誠
市民生活部次長	澤田志保	市民生活部次長兼税務課長	森本和人
市民課副課長	梶原昭一	税務課副課長	朱山和成
債権回収課長	石垣貴英	環境課長	宮田隆広
環境課副課長	西岡公敬		

（健康福祉部）

健康福祉部長 世 良 智
健康福祉部次長兼障害福祉課長 水 口 浩 也
健康福祉部次長兼千種診療所事務長 大 谷 奈 雅 子
社会福祉課副課長兼児童福祉係長 中 西 千 尋
保健福祉課長 中 野 典 子

健康福祉部次長 津 村 裕 二
健康福祉部次長兼波賀保健福祉課長 田 中 祥 一
社会福祉課長 木 原 伸 司
介護福祉課長 谷 林 眞 寿 美

(教 育 部)

教 育 部 長 藤 原 卓 郎
教 育 部 次 長 田 路 正 幸
教育総務課副課長 福 元 佳 代
こども未来課長 中 尾 善 弘
社会教育文化財課長兼歴史資料館長 藤 井 康 明

教 育 部 次 長 前 田 正 人
教育総務課長 橋 本 徹
学 校 教 育 課 長 山 本 哲 史
施 設 整 備 課 長 西 林 文 隆
山崎給食センター所長 池 本 雅 彦

事務局

主 幹 清 水 圭 子

(午前 9時32分 開会)

榎橋委員長 文教民生常任委員会を開催します。調査のほうに入りたいと思いますが、御説明は、今資料いただいていますね。

○志水総合病院事務部長 提出資料とおりでございますので、御質問等を受けたいと思います。

榎橋委員長 はい、わかりました。神崎病院との連携についての経緯、質疑ございましたらお願いいたします。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 よろしいでしょうか。時間も大分超過してまいりました。済みません。

それでは、総合病院の審査と調査をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました

午前10時18分休憩

午前10時39分再開

榎橋委員長 それでは、審査を行っていきたいと思いますので、第79号議案に移りたいと思います。

それでは、説明、お願いしたいと思います。

宮田課長。

○宮田環境課長 説明させていただきます。

今回の宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、そちらに書かせていただいていますけれども、指定ごみ袋や指定シールの購入により処理手数料を徴収しておりましたが、平成30年4月からは資源物のコンテナ回収を実施することによりまして、有価物である資源ごみの処理手数料を徴収しないということになりますので、別表のとおり資源ごみの項を削除という形で提案させていただいております。

施行期日につきましては、平成30年1月1日を予定しております。

中身につきましては、そこの下の表のような形になります。資源ごみ袋の大中小とありますけれども、これが1月から3月末までにつきましては、中が見える袋で対応できますので、びん、缶、ペットボトル、プラ製容器も使いますけれども、その間に使っていただきたいなど。

それから、資源ごみ収集の紙袋につきましては、今までと同様の形で使用をお願いできんかなという。それから、資源ごみシールにつきましては、期間限定でありますけども10枚で粗大ごみと同じ代替えという形で使っていただけないかなと。ただし、どうしても端数が残ることがありますので、それにつきましては1月末から3月の間につきましては、ある枚数の部分をはっていただければ、粗大ごみとして代替措置をさせていただくと。

それと、平成30年4月1日からにつきましては、資源ごみ袋の大中小につきましては、中身が見えるプラ製容器の袋として、もし余っておれば使用していただけないかなということです。

それから、資源ごみ指定袋の紙につきましては、従来からですけども紙製容器と同じものでございますので、それで使っていただきたいなと。

資源ごみシールにつきましては、3カ月の暫定期間を設けておりますので、後は使用不可という形をお願いしたいという形で考えております。

それから、販売店につきましては、今各企業等に販売しておりますので、買い戻し期間を設けまして1月1日から3月、今年度内におきまして販売価格から手数料徴収事務委託料を出しておりますので、それを除いた額を返金をしていきたいなと思っております。

そういうことを含めまして、資源ごみ袋、資源ごみシールについては速やかな形で対応させてもらいたいということで、今回の条例改正を上げさせていただきました。

以上です。

榎橋委員長 はい、説明は終わりました。以上の説明で質疑、ございますか。

山下委員。

○山下委員 何かたくさんあり過ぎて、皆さんもたくさんあると思たんであれだったんやけど。

この今回の条例改正について、確かに平成29年度、私は、このごみ回収における予算8,176万円、これ反対しましたけれども、予算通ってしまったということなんですけれども、でもやっぱり執行はもうちょっと慎重に行わなければならないんじゃないかなということに基づいての質問をさせてもらいたいんですけれども。

まず、まだ住民説明会が途中じゃないですか。それから私も。

榎橋委員長 また、違うでしょ。この第79号議案に対しての質疑なんです、今。

○山下委員 そうなんですよ。

榎橋委員長 だから、違うんじゃないですか。

○山下委員 どういうふうな。

榎橋委員長 シールのことに関しての、これ議案なんです。

○山下委員 うんうん。で、そのシールを廃止するということに対して早過ぎるんじゃないかと。まだ今住民説明会が途中であって。

榎橋委員長 まだでしょ、これ。説明会してるの。

○山下委員 うん。だから、全部終わってない段階で、今このシールを廃止することについては、まだ全住民が納得しているわけじゃないから、早過ぎるんじゃないかということなんです。

榎橋委員長 コンテナをですか。

○山下委員 いやいや。これはシールを廃止するということですがけれども、まだこの資源ごみのコンテナ回収についての住民説明会がまだ途中であるので、全住民がこのことに対して納得しているわけじゃないと。それから、私も住民説明会、行かせてもらいましたが、自分の自治会、ちょっと感想聞いてみましたけども、もう正直言うて、ちょっと何を説明しとってかよくわからなかったなという意見、あるいは、ちょっと御高齢の方と説明会終わってから帰ってるところをいらせてもらったときにも、その御高齢に方がずーっとこれからどうやって資源ごみのとこまで、私持っていったらええんやろいう心配をもうずーっと家に着くまで話しさせてたいようなことから、今現在1,143カ所ある既存の資源物ステーションが315カ所に集約されて、かなり減るじゃないですか。そこへ、私はどないして持っていったらええんやと。もっと私たちのためになることを考えてもらいたいなというのをずーっとそのことを大きな声でしゃべりながら帰られた人もあったんですね。

そういうようなことから、やはりまだ全市民が納得されてない、だから、この条例の一部改正は早いのではないかと、私はそんなふうにまず感じたんですけど、それについてはいかがでしょうか。

榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 御指摘の全ての自治会への説明会が終わってないということは、私どもも理解しております。昨日の段階で、156自治会ある中で100が終わらせていただきました。されないとかいう自治会もありますので、ほぼある程度の自治会の中には説明させていただいた中で、この時期であればいいのかなと。確かに、全ての自治会で説明させていただいてない状況ということは踏まえておりますけども、100の自治会をやらせていただいた中で理解していただいとんかなということで、

今回の条例改正の提案をさせていただきます。

榎橋委員長 いいですか。

山下委員。

○山下委員 私は、市民の皆さんから聞く中では、説明がもう途中でありますし、既に説明会が終わったところでも、何のことかわからない、また私はどこへ今度、どないして持っていったらいいんかわからないという不安があるんですね。そういうことは伝えておきたいと思います。

とりあえず、いいです。また、皆さん言ってください。

榎橋委員長 もしあれば言ってください。

山下委員。

○山下委員 この直接今回資源ごみ関係の大中小の袋、それから紙、あるいは、資源ごみシールの件で、早期に住民負担を軽減するためって書いてあるんですけども、実際に、どのくらい住民負担を軽減されるというふうにお考えなのかなと。むしろ、別の意味で今後住民負担ふえてくるんじゃないかなと、そんなふう思うんですがいかがですか。

榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 金額的にはちょっとわかりづらいところがあるんですけども、やはりこのコンテナ回収にする一つの趣旨として、住民負担をなくし、シールをなくしということの根底については、なるべく早く市民の方々に返していくべきかなということで、1月からということで考えております。

それと、実際にプラ製残りに指定ごみ袋の大中小につきましては、残りましてもプラ製容器として4月以降も使っていただけますので、その辺についてはある程度ゆっくり使っていけるのか、もしくは紙についてもそう考えております。

ただ、もしかしたら、山下委員が言われておりますのは、透明な袋が実際、あるのかなというような心配なところかなと思いますけども、その部分については、やりながら探していただきたいなということも、説明会でもお願いしておりますので、正直どのような形になるか、微妙にわからんとこありますけども、今プラ製容器として出させていただいておる分を、袋として有効に使えるということは市民の皆さんの負担の軽減にはなっていくんじゃないかなとは思っております。今まででしたら、大きさはこういう袋でしたけども、今度はある程度個人個人の自由性がありますので、そういう部分も考えて使っていただければ、負担軽減にはなっていくんじゃないかなとは考えております。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

- 山下委員 こういった提案されるんだったら、幾らぐらい軽減されて、住民がどれだけ大丈夫になると、きっちりとわかるように示してもらわないと、何かほんとうにこうわからないまま、そして内容も理解できないまま進んでいるみたいな気がするんですね。

それで、例えば、これも、これは10枚でこれ一つということですけども、もしも1枚しか残ってなかったらこれ一つと。何かこれもね、やっぱり何か行政が考えてのことなかなみたいな感じもしたりするんですね。どうですか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 実際問題として、私どもが10枚と決めさせていただいたのは、2円の販売と20円の販売ということで10枚ということは決めさせていただきました。ただ、どうしても端数処理ができないという部分ありますので、住民の皆さんの御負担を求めるんじゃないしに、9枚残った、あとは廃棄してよとかいうんじゃないしに、ある部分の中で、代替期間は決めますけども、代替措置として使えますのでそちらのほうで使っていただけないかなと。住民負担が少なくなる方向では考えた中で、9枚以下でも可能という形で代替措置として考えさせていただきました。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

- 山下委員 それでもやっぱりわからんですね。例えば、人の捉え方によって変わってきますから、予算と決算が合わなくなるんじゃないですか、これ。そういう考え方でいったら。だから、それが行政の考えることなのかなっていうことを、何か疑問に思うんです。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 確かに、購入の部分とシールの部分が微妙に違うというのは御指摘のとおりでございます。2円で買ったのが、例えば粗大の20円に対応できるので。ただ、それについては、やはり市民負担がなるべくないような形で、市はやっていくべきかなというのもありますので、御理解のほど賜りたいと思います。

以上です。

榎橋委員長 ほかにはいかがですか、第79号議案。

大畑委員。

- 大畑委員 先ほど、山下委員の質問の中で何点が聞いてて思ったんですけど、条例

提案が早いのではないかということについてね、100の自治会と説明会をしているので大体理解を得られているとおっしゃいましたけど、これ理解が得られたら実施しようという考えじゃなかったはずなんですよ。もう平成30年の4月からやるために、この今の袋をどうするかという問題だったんでしょ。だから、賛成が得られようが得られまいが、市はやるつもりやったんじゃないんですか。その辺、はっきりしといてもらわなあかん。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 今、委員が言われたように、平成30年4月から実施することによってそういうことになりますので、まずそれはしなければならぬということは思いました。ただ、上げていく中では、やはりある程度の住民のほうに周知していただいた中で、例えば、そういうこっちゃったらおかしいだろう、こういう意見も、もしかしたらあるということは、その中でもしそういうよい意見があれば採用した中で、考えていくべきかなということはこの時期になっております。

住民説明会におきましても、こういう形でやらせていただきますという説明会をさせていただいておりますので、やるということについては決定した中で出させていただいております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 ですから、議会なんかが求めているように平成30年4月からやるのであれば、それまでに課題を全部先送りするんじゃなくて、きちり住民説明会をして理解を得た上でこれを実施してくださいというのが議会の附帯決議やったと思うんですね。ですから、その辺の努力をするということを答弁してもらわないとあかんと思うんですね。

もう一つ、負担軽減のところ、住民意見の中からこの指定袋をなくしたときに、中が見える透明な袋じゃないとだめだということに対して負担がふえるという意見がありますでしょ。ですから、実際そういう透明の袋がない方に対しては市販のものを買ってくださいという説明されていると思うんですけど、それはお幾らぐらいになるんでしょうか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 金額的なものは、把握ようしきれていないところあります。スーパーとかで買われたりとか、それからホームセンターで買われたり、微妙に値段違うと思いますけども、たまたま私も買ったことあるんですけども、インターネット等で

買う部分については、今のこれよりは安い状況で買うことができました。

あと、中身の見える袋か白い袋かの部分につきましては、にしはりまクリーンセンターに持ち込まれている状況、ここにも書かせてもらっとりますけども、次のところで、やはり白い部分で、見えない部分で、材質的には問題ないんですけど、やはり集めるほうの自治体のほうがまだやっぱり見えないと中に何が入ってるかわからないということが出てきますので、将来的な部分については検討する余地もあると思うんですけども、今分では中身の確認できる袋としてやっていきたいなと思えます。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 ですから、中身が見えるというところでの袋を買うとしたら、今インターネットって言われたけども、皆さんがインターネットで購入なんてことはされないと思うんで、市内で購入するとしたらお幾らになるんでしょうか。その辺はちゃんと調べて、出すべきやと思いますよ。実際これだけ負担がかかりますということをお言わないとだめだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 御指摘のことについては、ちょっと私どももまだよう調べておりませんので、一度調べてまた回答させていただくなり、説明会の中でも説明させていただきたいなと思っております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 それから、続けてですが、経過措置期間の終わった後も、使用可能になってるんですけど、これはにしはりまクリーンセンターは了解をされているんでしょうか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 にしはりまクリーンセンターの了解といいますのは、プラ製容器として扱えるかどうかという意味、それか、持ち込めるかという意味、どちらのほうでしょうかね。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 いや、どちらというの、わからないんですけどね。平成30年4月から、もう指定袋をやめるといふふうに言ってるんですけども、まだ経過措置として在庫があったら使ってもらったらいいですよという考え方でしょ、これ。4月からもいけ

るということは。ですから、その辺はにしはりまクリーンセンターは了解ということになってるかどうかということです。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 まず、1点目に今のプラ製容器として使って、持ち込んでおりますので、その分についてはオーケーでございます。ただ、4月から新しく任意の袋になるということについてもオーケーでございますので、にしはりまクリーンセンターとして持ち込みがだめやということは聞いておりません。持ち込めるという形で聞いております。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 いや、宍粟市の場合は、わざわざ指定ごみ袋を使うことによって破袋という作業をにしはりまクリーンセンターに求めなければいけないので、幾らかの負担をしてましたね。それがもう必要なくなるから、もう袋は指定以外の何でもいいですよ、中身が見えるものであればということになるわけじゃないですか。

- 宮田環境課長 はい。

- 大畑委員 しかし実際は、まだ残ってるものについては、4月以降も使ってもいいですよという提案でしょ。そしたら、にしはりまクリーンセンターはそれはオーケーしている。それで、それに対する負担はどうだということを答弁してもらわないと、意味がわからない。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 済みません、失礼しました。従来からプラ製容器の部分についての破袋の負担は出しておりませんので、来年度以降も負担はございません。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 従来からしてないというのはどういうこと。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 プラ製容器とペットボトルのラインについては、破袋機がございまずので、もともと。それで、その破袋ということを手でやっておりませんので、その部分についての負担は今もしておりません。

- 大畑委員 そういう意味、わかりました。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 それと、このいわゆる経過措置についてを、販売の終了を、そういうことで7月広報に掲載となってますけど、なかなかそれだけで市民周知とは思えんの

ですよ。それで、やっぱりこの施行に伴って、もっともっとしっかり周知していかないと、後で相当クレームが来ると思うんで、その辺の周知の方法をどういうふうに考えておられるんですか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 この周知だけやなしに、住民説明会でやはり広報を使うなり、それから、しーたん放送使うなり、しーたん通信使う、それから、もちろんインターネットを使う、いろんな市が考えられる中で出して行って、周知をさせていただきたいなと思ってます。1回切りで済むということも思てませんので、それについてはいろいろ知恵を出しながら、住民周知はさせていただきたいなと思とります。

以上です。

榎橋委員長 ほかはないですか。よろしいですか。

宮元委員。

- 宮元委員 先ほどの住民に対しての通知いうんもあるんですけども、取り扱いについての買い戻し期間、こちらの6月に個別に販売店へ通知済みってなってるんですが、これはただ書類で通知されているだけなんではないでしょうか。それとも、販売店に対して十分な説明をされているんでしょうか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 文書として出させていただきました。ただ、販売店として、こちらのほうに購入に来られることが何回かありますので、その都度その説明をさせてもるとります。

以上です。

榎橋委員長 宮元委員。

- 宮元委員 やっぱりこういうごみ袋は販売店でほとんど購入されてるんですけども、やっぱり販売店のほうでも行政のほうから何かお知らせのパネルとか、いろいろつくっていただいて、消費者、使う人がすぐわかりやすいように、その広報だけじゃなくて買うときにわかるような通知方法が、今後は必要じゃないかなと思うんですけども。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 確かに御指摘のように、販売店のほうも何か掲示できるようなもの、考えて、次からこういう形でさせてもらえへんかということも一遍考えてみます。市民の皆さんが一番目にするところはそこなので、対応させていただきたいと思います。

以上です。

榎橋委員長 よろしいですか。

林委員。

- 林委員 この手数料、これごみ処理手数料いうて書いてあるんやけどね。収集手数料じゃないんかいな。こっちのね、資料の1ページのところにごみ処理手数料を徴収しないこととするいうのになってるんやけど、収集手数料いうのは処理手数料じゃないん。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 済みません。ごみ収集等手数料ということなので、御指摘のとおりですね。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 収集手数料やんね。コンテナ回収は4月1日からやる。それで、3月いっぱいまでは従来どおり収集するわけやでね。収集手数料が要るんちゃうんかいな。ここには処理手数料いうて書いてあるけど。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 確かに収集等手数料にしておりますので、収集も処理も含めた中でのということは間違いでないところだと思っております。やはり、コンテナ回収にかかって少し恩恵のある分については、早目にさせていただけないかなという部分はありますので、その部分については今回の条例改正で対応させていただきたいなと思っております。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 4月1日から収集方法が変わるわけやね、1月1日に変わらへんのやで、収集もかえるんだったら1月1日からでもいいけども、3月までは今までと同じように収集するわけやでね、それちょっとおかしいんちゃうんかいな。収集せんのやったら。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 収集等手数料の中には、処理費も含めての部分でございますので、処理費の部分の中での改正ということをお願いできんかなという思いです。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 あのね、収集手数料と処理手数料やったらね、ものすごい意味合いが違うと思うんです。そこで、このごみ袋代をええかげんなこと、経理をしとったんでち

ゃんとせんかいということで、急遽の策として収集手数料を条例化されたんやね。そやさかい、処理手数料やったらやで、コンテナ回収にしようが、何にしようが要ると思うんやけどね。

そやさかい、収集手数料やったら3月までは収集は同じようにするんやで、収集手数料を廃止にするんだったらね、4月1日からにするべきだと思うんです。それで、この1月1日にしとんは、袋が余ったり、シールが余ったりしたときの対策として1月1日から施行するということにされとるんやけどね、手数料条例としては、3月31日に廃止すべきやと思うんやけどね、どうですか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 確かに収集だけで捉えたら、そういうところも一つ考えられるところがあると思いますけども、広い意味でのごみの収集、回収、運搬、それから処理含めての全体としての捉え方として、手数料は決めさせていただいておりますので、この改正の形ではお願いできないかなと思います。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 極端なこと言うたらね、有価物だから収集手数料徴収しないということを言われとんやけどね、有価物も同じように収集するんやでね、収集するステーションの数が減るだけで。それ、有価物でその売却分が返ってくるというんだったらね、そこから徴収しないというんだったら、今までも有価物として売り払い収入は市の分担金から差っ引かれとったんやでね、その理屈は通らんとと思うんやけどね。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 先ほども申しましたように、有価物であるがために今まで資源ごみ指定袋につきましては、もともと製作費相当額ということで値段を安くお願いしてもらっております。結果として、どうしても請求が高くなった経緯がありまして、今販売させていただくととは逆に、市のほうは高く買っている状況でございます。そういう観点でいけば、資源ごみの収集手数料を含むとして販売をしておりますけども、ほぼゼロ、もしくは市の負担という形で現実には回収、収集をさせていただいている状況でございますので、その部分については、今回1月の部分でゼロにするという形はやむを得ないんじゃないかなと思っております。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 ごみ処理手数料という考えでされとるんやと思うんやけども、ごみ処理手

数料としてほかの市は徴収しとるんですか。とってないんちゃうんかいな。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 にしはりまクリーンセンターの構成の2市につきましては、コンテナ収集がもうございますので必然的に袋という形のものはありません。そういう形になっております、徴収はできない状況になっております。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 いやいや、そういう意味じゃなしにね。ごみ処理は、市の責任として処理せんとあかんいうことになっとるわね。そやさかい、ごみ処理手数料というのはとってないと思うんやけどね。収集手数料やったらやむ得んとしても、ほかの市町で処理手数料とってますか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 今言われたように、手数料という形では宍粟市も従来はとっておりませんでした。平成26年に手数料という形でさせていただきました。国の流れとしては、手数料としてもらっていく方向でやってもらいたいということは、いろんなところで来ています。で、その中で兵庫県下におきましても、手数料という形でやられているところもあります。ただ、従来どおりの、袋代というところもございます。

基本は、やはり手数料が何ぼという形で取るべきだということでなっておりますので、手数料条例として定めさせていただきました。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 袋代を収集手数料にしたこと自体が間違とるんですわ。それ、急遽の策で考えてされたんやけどね、条例改正のときも反対したんやけどね。最初にしはりまクリーンセンターに持っていくときに、最初からコンテナ収集にしとったら、袋で収集することがなかったで、こういう問題は発生せいへんのや。それは行政の怠慢やで。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 確かに、御指摘のとおり平成25年度のときに、向こうに持っていく時点でコンテナ収集しておればこういうことにはなかったと思います。ただ、そのときに、実際平成23年のときですけども、市の中でいろいろと協議された中、特に北部、雪のことを考えてやはり袋だなということがあって、将来的にはコンテナ収集にもっていかなあかんというのを踏まえながら、袋収集にされたいうように

聞いておりますので、その辺のところは御理解願えんかなと思います。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 理解したいんやけどね、やっぱりこの収集手数料は、同じように収集、実態変わらんのやでね、4月1日からにするべきで、その1月1日から袋の問題については、また考えたらええと思うんやけども。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 市民の方にはっきり説明していく中では、やはりこの条例改正に伴って、こういう形をお願いするべきかなと思っておりますので、御理解お願いできんかなと思います。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 いきなり4月1日から変わりますいうたら、袋が余ったり、ごねたりする心配でこういうことをされとると思うんやけどね。余っとるの、買いとったらええんじゃないですか、市が。指定袋の販売店、買い取りするんやで。そうすべきやで、そやないとおかしなことになると思うんやけど。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 私どもとしては、やはりコンテナ収集による袋とか、出し入れとかがなくなるいうことをなるべく早く実感をしていただきたいなというのもありまして、こういう提案をさせてもらっております。また、住民説明会におきましても、そういう趣旨のことでまた説明もさせていただいております。

それと、指摘が出たように、市の負担としても3カ月分は軽くなるということで、両方とも負担が軽くなるという形で、この提案をさせていただいてます。それであれば、例えば、9月から半年前からやればええかな、いいんじゃないかなという意見もあるかと思えます。ただ、それにつきましては、やはり住民説明会がある程度のめどが立って、全体的な意見が聞けた中での最短の部分で言えば9月条例改正、1月1日実施ということで考えておりますので、その辺を踏まえて御理解願えんかなという思いです。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 あのね、実態が変わらんに、途中で手数料取りませんいうんはおかしいと思うんですわ。そやさかいに、4月1日からなしにして。そうせんと、ほんなら今まで袋代を収集手数料として取りよったんは何やということになると思うんやね。

3カ月間同じことしとるのに。それ、説明がつくんかいな、それで。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 言葉の話ですけども、収集等手数料として比重的な部分は特に見られませんので、確かに言われるように、収集、従来と同じようにやっとならから1月から3月についても、同じべきとる、負担をとるべきやということも理解はできますけども、やはり市民の皆さんの負担はなるべく早く軽減するという部分から、今回の条例も上げさせていただいてます。少し、今御指摘いただいたような不備な点が一部あるかもわかりませんが、市民生活の負担軽減ということも考えていただいた中で、御理解していただきたいと思います。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 その負担軽減を考えるんやったら、当初からそんなもん手数料とるべきじゃなかったん違いますか。それと、この4月1日から残った袋は中が見えるあれと一緒に使用できます。それは使用できますわ。ほかに利用価値がないんやで。こういうのが、負担かけとんちゃうんかいな。残ったやつを買い戻したらええんじゃないんですか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 販売店等につきましては、販売数も多いございますので、買い戻すという措置はさせていただきますけども、個人個人におきましては、基本的には1袋買っていただいて、やぶって使っていただくことがありますので、個人の部分についてはそういう形をお願いできないかなということで、改正を出させてもらっています。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 個人が住民じゃないんですか。圧倒的に個人のほうが多いと思うんですけども、販売店より。それで、1枚10円とか2円とか、買い戻したらいいんじゃないんですか、4月に。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 いろいろと考えていく中で、そういう案もなかったことではないです。ただ、遠方から市役所なり、市民局なりに来ていただいて、例えば2枚持ってきて10円、20円というようなことじゃなしに、やはり代替的に使えるような形で考えていくべきほうが、市民生活のためにはなるんじゃないかなと。遠方の方が、わ

わざわざ市民局まで来られてということを考えれば、代替措置としていくほうが市民生活のためにもなるんじゃないかなということ踏まえまして、こういう措置を考えさせていただきます。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

○林委員 そのごみ袋の販売店は、そんなら市役所へ販売店が持ってこられるんですか。精算しに出向くんじゃないんですか。

榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 まだ細かい詰めはさせていただいておりませんが、少数の、どうしても取り扱いの少ないところについては、やはり市が巡回していく中で対応させていただきたいなど。それから、多くの取り扱いをされているところにつきましては、1カ月に一遍、もしくは2カ月に3回とかというような状況で買われてるところもありますので、その部分については今度は買いに来られるときに、お願いできかなというふうなことを踏まえて、今からちょっと考えていきたいと思っております。

以上です。

○林委員 ええわ。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 いや、非常に大事なところ、今言われてるんでね。ちょっと委員会として、しっかり考えなあかんと思うんですけども。

やっぱり、その収集手数料と処理料というのは、条例上区別して書いてあるように、今見たんですよ。処理料については、にしまクリーンセンターの条例の第11条4項に、一般廃棄物の処理に関する手数料は、第1項に定めるもののほかににしま環境事務組合が定めるところによるとある。せやから、やっぱり市民の皆さんに負担をお願いしてたのは、やっぱり収集に関する手数料ということだろうと思うんですね。

そうだったら、先ほど林委員も言われているように、実態が3月まで変わらない中でそこで中身をかえるということは、これまで何だったんかというこれまでの負担の問題が適正だったんかどうかという話にもなりかねないので、そこをきちっと整理せなあかんのやないかと。

それで、いろんな制度が変わっていくときには、4月から例えばスタートする場合なんかは、その後経過措置設けたりするじゃないですか。2、3カ月経過措置で、後の既得権みたいなものを解消しようとするやないですか。前もって、こう経過措

置を設けるといのは、何か負担が市民にとってよさそうに見えるけど、実際これまでやってきたことに対して整合性がとれるのかなという問題に対しては、ちょっとクエスチョンマークがつく気がするんで。その辺の整理、やっぱりきちっとしとかなあかんのちゃうかなというように思うんですけどいかがですかね。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 にしはりまクリーンセンターの負担金、ごみ処理手数料につきましては、あくまで持ち込まれた状況にとこでの負担金でありまして、例えば、ごみ量を割って実際に負担金がこれだけ要するという中じゃなしに、持ち込まれる方々のための負担金という形でとっていただいております。

それで、私ども市町につきましては、実際に行った部分も踏まえて負担金という形でもらってもらいます。決して、1トン当たり10円とかいう形じゃなしに、実際に要する経費を出させてもらっておりますので、10円という形の部分については、こだわる必要がないのかなと。あくまでも、市が払っておりますのはそこで要する経費をごみ量ルールに従って、分担金として払っておりますので、そこは少し分けて考えていくべきかなと思っておりますので、収集等手数料の中に処理料の負担が入るとということは間違いじゃないんじゃないかなと思えます。

以上です。

- 大畑委員 以上やなしに、ほかのこといいですか。大切なこと、答弁してもらっていないです、経過措置の問題。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 経過措置につきましては、そういう趣旨から言えば、にしはりまクリーンセンターの負担そのものがその中にある程度含めた中での考えでございますので、やはり市民の負担を軽減する中では少し前倒しして実感していただく中で、4月のコンテナ回収に臨んでいくべきかなという思いでございます。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 まず、前段の収集の中に処理も含めた手数料になってるかという話ですけど、ここの中の市内の資源ごみを収集して、それでにしはりまクリーンセンターのどこまで持っていく。それが収集業務ですよ。それで、それに対する受益者負担という形で幾らか袋代を決めているんじゃないかと、僕思ってるんですよ。そこから、中入る処理については、処理料というのはそのにしはりまクリーンセンター全体で各市町の割が決められて、そして一般的な税金がそこに投入されているとい

う認識なんですわ。袋を購入してもらった費用の一部をそれに充当しているというふうには思えんのですよ。処理と収集は明確に分けてはるんじゃないかなと。それで、処理に係る経費の中でこの1枚何ぼというところまでが割り出してはるんじゃないかというふうに、思いはね、そうじゃないかなと思うんですけど。

そうなると、林委員が言われたのは正解であって、収集実態がかわらないものをやっぱり3月31日までは続けるべきじゃないかと。

そして、経過措置については、4月以降でいいんじゃないかと。あるいは、買い戻しということも含めて考えていくという、そういう制度のことが部内で議論はされなかったんですか。今、課長だけ答弁されてますけど。

榎橋委員長 小田部長。

○小田市民生活部長 どういいますか、収集手数料を徴収しないというようなことで、市民の負担の軽減ということの着目と、来年の4月以降かなり収集でトラブルとかいうのも懸念される中で、ソフトランディングといえますか、市民の方に新しい収集体制をなじんでいただくという意味も含めて、こういった新しいやり方でやっていただく。それが、1年とか2年とか、長期のスパンでありますと、経費のこともあるんですけども、3カ月前倒しというようなことでの考えで何とかやると。

いろいろと、先ほども課長が申し上げましてやり方につきましては、換金する方法、交換する方法、それぞれいろいろと案を出して検討したわけなんですけれども、やはりその交換なり、費用を換金するというようなやり方をしますと、やはりそれに人件費等費用が発生するというようなことで、こういったやり方は一番早いんじゃないか、市民の方々に負担を強いるということもないんじゃないかということで、こういった前倒しの、来年の1月からというふうなことで施行日を決めて、なれていただくという経過措置をとりました。

先ほど、一般廃棄物の処理の手数料のことなんですけども、そちらについては、十分な議論はしていなかったことは事実でございますが、条例の中にも第11条のところの1項で、ごみ収集等の手数料というようなことで、こちらのほうにもごみ収集の手数料じゃないっていう、等がついているということがどんなことなのか、私今現在、ちょっとわからないんですけども。そこで、やはり処理料いうのも含まれているんじゃないかなと、若干明確にはなっていない部分があるというようなことで、そういったことにすれば処理料も入ってるんじゃないかなというべき対応をします。

それと、タイトルのところにも、一般廃棄物の処理手数料の項目で第11条でそれ

がうたってあるというようなことは、やはり処理手数料も入っているんじゃないかなと理解をしております。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 その処理手数料、収集手数料がどうのこうのいう話をしよんじゃないんです。これ、条例やでね、やっぱり実態に合わん条例を、これは法律やでね、そういうことをつくってもええんかということと、これを通したら、ほんなら今まで3年余りか、3年ほどこれ手数料としてとってますわね。その根拠は崩れてしまうんじゃないかいな。そやさかい、こういう条例を制定してええんかどうかということです。収集手数料やろが、処理手数料やろが構わんけども、実態に合わん条例を制定してええんですか。

榎橋委員長 部長のほうから、小田部長。

- 小田市民生活部長 実態に合わないことを決めていいのかというようなところなんですけども、これが例えば、来年4月以降も未来永劫この状況が続くということであれば、それは今現在これをするということ自体がどうかということになるんですけども、実際に来年4月からは、そうなる、それをソフトに移行ができるように経過措置を設けたというようなことで、4月以降の混乱を避けるためにもこのことが必要だというようなことで、その理解をお願いして3カ月前倒しという3カ月だけの、若干今の経過とは合わない部分があるんですけども、来年の4月からのコンテナ回収、大きな枠組みが変わってくるということ、その混乱を避けるためにこれが必要だということで、何とか御理解のほうよろしくお願いします。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 その4月1日から改正するというにしたらええんじゃないですか。混乱を避けるために今説明会をされとるんじゃないですか。

榎橋委員長 小田部長。

- 小田市民生活部長 混乱を避けるために説明会はさせてもらってるんですけども、やはり具体にごみを、資源物を出していただくということは今までと違うやり方なんで、モデル地域の状況もありまして、どれだけの量が一気に出てくるのか、なかなか想像つかないと。説明会のところにも、半年程度はかなり混乱するんじゃないかなと。

市のほうとしましても、やはり巡回指導、そういったこともやっていきますよというようなことで説明はさせていただくとるんですけども、やはり心配はされる。

十分な説明をしても、なおかつそういったことが、トラブル等が危惧されるという
ようなことの中で、皆さんにできる限り早い段階で新しいやり方、それも負担を強
いるようなことになれば、それはどうかなと思うんですけども、やはり購入の負担
が減るということであれば、それになれていただく、それで安心していただくとい
う。

○林委員 もうそういう話はよろしいわ。

榎橋委員長 林委員。

○林委員 あのね、実態に合わんような条例を制定してもええということになったら
ね、むちゃくちゃになるんじゃないですか。これ、法制担当のほうともよう協議さ
れたんですか。

榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 法制担当とは協議させていただきました。その中で、決定をさせて
もらったりします。私も、認識としましては、費用負担を個々に定める場合は条例で
定めるといことがございますので、費用負担の分、手数料等で出させてもらって
おります。

今回の部分につきましては、その逆でございまして、費用負担を求めないという
ことでございますので、1月から3月の部分についてという形で、条例改正で削除
させていただいて、資源ごみの部分につきましては、市の負担でやっていくという
形の部分では、法的には違法はないんかなという。確かに、時期的なものは別とし
まして、加除をしております。法令、法制のほうとは、打ち合わせはさせていただ
いた中で出させてもらったりします。

以上です。

榎橋委員長 浅田委員。

○浅田副委員長 販売をやめるということであれば、こうだろうと思います。条例か
らおとすと。ただ、1月に袋が欲しいんやというふうな人は販売がないわけ、買え
んということになるわけですね。そんならどうするのか。それで、そのごみを持って
いく場所がない。それで、言よってんは、販売は3月まで販売してもええん違うん
かというふうな、まあいうたら端的に言えばそういうことやね。ただ、今ここに販
売中止については、7月に広報でお知らせしとるということであるんですけども、
なかなかそうもいかないところもあると思います。

ですから、例えば平成30年4月からはコンテナ回収になりますよ。で、これはも
う袋での収集はしませんよというのは、今ずっと説明しよってのことなんで、それ

と、販売をいつにやめるのかというのは、もっとちょっと違うんじゃないかという、平たく言えばそういうふうな話ではないかなと思いますので、その辺をどう解釈していくのか、必要なところに買いに行っても買えなかった、袋が買えなかったという場合の対応というのはどういうふうになるのか。そこの整備が必要ではないんかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 販売店等とはまだ細かく話しておりませんのでわかりませんが、やはり今副委員長、言われたように、代替え、物が販売になりませんので、どういうものがあるかということは、私どもも一度足運ぶ中で何かもし、何もなかったときにあるかというようなことは確認していくべきかなとは思いますが。その辺、踏まえた中でこういう形で出ささせていただきたいなど。

確かに、販売店の部分は、まだ確認不足いうところはございます。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 ちょっと論点になってるところがね、要は収集手数料としてこの金額があって、3月31日までは従来どおり同じ収集業務やると。その中で、そういう収集実態がありながら、金額を変えるということで、これまでの決めてきた根拠が崩れるんじゃないかと。それは、法制担当と協議したとおっしゃるんですけど、そういうことを法制上問題がないということ、どのように法制担当が言われたんか、そこをちょっと出してもらわないとわかんないですね、協議しただけでは。問題ないということ具体的に説明していただきたいです。法制上の問題やね、これ。そこがちょっと論点になってるんで、大事なところやと思うんですわ。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 ちょっと細かく打ち合わせした分については、今ここで手持ちございませんので、また資料等出ささせていただきたいなと思います。

以上です。

榎橋委員長 きょう、決めないと。

- 林委員 きょう、審査するんやさかい、可否を決めるんやでな。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 その辺踏まえて、午前中というわけにはいきませんが、速やかに出ささせていただきたいと思います。

- 浅田副委員長 榎橋委員。

榎橋委員 今、大畑委員がおっしゃったことなんですけどね、これは宮田課長が法制担当と話しなされたわけですよね。どなたがお話しなされたんですか。

○浅田副委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 私個人とかいうんじゃないしに、環境課市民生活部として話させていたでますので、誰がという形じゃないしに、課、部がという形で捉えていただければと思います。

以上です。

榎橋委員長 宮田課長はお聞きになってるわけですよね。

○宮田環境課長 はい。

榎橋委員長 ですから、お聞きになってるわけですから、一から十まで全部じゃなくても、だいたいこんなというのはわかるわけじゃないですか。それをおっしゃってくださいたら。

○浅田副委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 先ほども申し上げましたけども、費用負担を求める部分については条例で定めるということが決まっておりますので、今回の部分については、費用負担を市民に求めないというかたちでございますので、それについては問題ないという思いでございます。行政手続法等で、市民に不利益処分といいますか、負担を求めるときには条例で定めなさい、定める必要がございますけども、今回はその逆でございますので、負担を求めないということでありますので、それは従来どおりの収集体制をもってしてもいけるんじゃないのかなという考えでございます。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

○林委員 それだったらね、わざわざ条例改正する必要ないじゃないですか。

榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 住民サービスについて、費用負担を求めるときに条例をつくらせていただきますので、住民サービスについては同じであって、その部分をなくすということは、住民に負担をかけるんじゃないしに住民負担がなくなるということになりますので、その部分については問題ないんじゃないかなとは思っています。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

○林委員 住民負担がどうのこうのを言いよんとは違うんです。実態と合わんような条例改正をしようとしとるで、言いよんですよ。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 集める行為そのものについては、確かに12月までと同じように集めさせていただくんですけども、1月からについては個人個人の自由な裁量の中で、袋等選んでいただいて出していただく。まして、資源ごみについては、今まで紙等に貼っていただいた部分についてはなくなりますので、集める行為そのものは一緒なんですけども、袋というシールという形でございますので問題ないんじゃないかなという思いです。

以上です。

- 林委員 ちょっとかみ合わん。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 1月1日からね、袋に入れんと出してもええんやったらええですよ。そうじゃないんやろ。3月までは袋に、今までどおり出さんと収集しませんということなんじゃろ。違うんかいな。そうやったらね、今までどおりしよんやったら、4月1日から変えるべきやと言ひよんです。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 まあ、何回も言いますけども、市民負担が軽減する分については、なるべく早く、対応させていただきたいということで、最短の1月からという形で削除をさせていただきたいなど。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 僕ら議員として、条例判断するのに重要なとこなんで、それを昼からやったら回答できるんか知らんけど、宮田課長言われるんでね。一番最後に回していただいて、もう一度この条例の審査を、この第79号議案、一番最後に回してもうて、もう一回やっていただいてもいいですか。

榎橋委員長 はい。いかがでしょうか。いいですか。はい。

あと、二つも残っておりますしね、ずっと延びちゃうとまたずっとあれになるので、では一番最後に回させていただいて、今これから協議をしていただいて、ちゃんと説明をしていただくということで、部長、よろしいでしょうか。

- 小田市民生活部長 はい。

榎橋委員長 それでは、これに関してはそういうことにさせていただきます。第79号議案は後ほど延ばさせていただきますので、よろしく願いいたします。

お時間がもう少々ありますけれども、次に移らせていただいてもいいですか。

では、附帯決議の進捗状況について、お願いします。質疑ございましたら。

山下委員、いいですか。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 ありがとうございます。それでは時間が参りましたので、先ほどの第79号議案でございますけれども、最後教育委員会が終わりましたから、再度皆様にまたお願いをしたいと思っております。皆様方、若干の時間とりますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

榎橋委員長 御足労おかけしますが、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたしまして、再開は1時10分でございますので、よろしくお願ひします。

午後 0時 2分休憩

午後 2時01分再開

榎橋委員長 それでは、第83号議案に移りたいと思います。

第83号議案の審査を行いたいと思います。さつき園のことですね。

津村次長。

○津村健康福祉部次長 議案関係といたしまして、第83号議案、市有財産処分についてです。

内容につきましては、この3月にさつき作業訓練所の設置管理条例の廃止をお願いをしたわけですけれども、その後経営母体の手をつなぐ育成会の精算並びに解散のめどがついた段階で、今度はさつき園への移譲に伴い、この上物の建物の部分の譲渡をさせていただきたいということで、それは3月にもちょっと出てたと思うんですけれども、今回改めまして、そこの部分に係る議案上程をさせていただいております。

詳細につきましては、改めて説明するほうがよろしいですか。

榎橋委員長 いいですか。

○大畑委員 委員長、この図だけ説明してもらいたい。ちょっと意味がわからんので。

榎橋委員長 では、この2ページの説明を。

水口課長。

○水口健康福祉部次長兼障害福祉課長 2ページを見ていただきますと、方向としましては、宍粟市統合型GISと書いてあるほうが北向きということ、御理解ください。

さつき作業訓練所につきましては、現在この形状で建設されております。斜線をいけておりますところが、平成2年当時に市のほうで建設した部分でございます。左側のほうに少し突き出ておりますのが、さつき作業訓練所がNPO法人になりました平成19年ごろに、事務所として増設をされております。その部分については、県の補助を受けて自己資金的につくられておりますので、今回この図面で斜線をいけております部分が市有財産ということで、この部分を譲渡するということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

榎橋委員長 よろしいですか。

○大畑委員 はい。

榎橋委員長 ほかにはございませんか。

(「結構です」の声あり)

榎橋委員長 はい、いいですね。

それでは、第83号議案は閉じたいと思いますが、そのほかの調査のほうで質疑がございましたら。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 ほかには大丈夫ですか。

長時間、ありがとうございました。それでは、健康福祉部の審査調査報告、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

休憩いたしまして、3時25分、再開したいと思います。

午後 3時13分休憩

午後 3時37分再開

榎橋委員長 それでは、教育部の調査報告にいきたいと思います。

ここに上がっていますほかに何か御報告することがありましたら。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 では、委員の方よろしいでしょうか、ほかには。

(「ありません」の声あり)

榎橋委員長 ありませんか。

それでは、これをもちまして教育部の審査調査報告を閉めさせていただきます。
ありがとうございました。

午後 4時04分休憩

午後 4時10分再開

榎橋委員長 済みません。再度お願いをしております。

それでは、市民生活部の審査に入りますが、第79号議案について、再度審査してまいりたいと思いますが、報告はありますね。

小田部長。

○小田市民生活部長 午前中の委員会の中で出ました、委員さんより御質問がありまして、宿題というようなことでいただいておりますので、そちらのほうの第87号議案の説明をちょっとさせていただきます。

(「87はいいです」の声あり)

榎橋委員長 第79号議案、お願いしますね。

小田部長、お願いします。

○小田市民生活部長 どうも失礼しました。

午前中のところで、確認をいうことで法制担当のほうとの調整で、そちらのほうの見解についてというようなことでいただいております。そのことについての説明でございますが、法制担当と状況を突き合わせをしまして、決裁行為で一部協議をしております。この部分については、決裁行為の中での協議でございますが、こちらについては、不利益処分にかかわる行為については、条例で定めがなければならない、要は市民の方々にこれだけの負担をしていただくと、公平に負担をしていただくとか、そういったことについては条例で定めなければならないけれども、そうでない場合、今回のひとしく全市民に軽減をするということについては、条例で定める必要がないというようなことで、今回のごみの資源袋の搾取の部分、それと、経過措置の設定については、問題はないという見解でございました。

それとあわせまして、4月以降に経過措置を設けたらと、4月に料金の廃止をして、その後経過措置の期間を設けましても、市民の負担を長期化するだけで、問題

もあるというようなことがあります。それとまた逆に、4月の施行としまして、逆にさかのぼって、こっちの手前へ3カ月の経過措置をとるということは、制度上そういうことは考えられないというようなことがあります。

そもそも、私どもも今回の提案に至った経緯なんですけれども、今までこういったごみの資源物の収集について、いろいろと検討してまいりました。4月の当民生生活常任委員会におきまして、モデル地区には既にコンテナ回収を実施していただけてまして、袋の負担をしていただけていないというような状況がございます。一方で、その他の地域の人については、従来どおり資源袋での収集というのはしております、負担の公平を欠くというふうな状況がずっと続いておるわけなんですけれども、それについても、民生生活常任委員会のほうで4月に経済的な格差が出ているんだから、格差是正するべきじゃないかというふうな意見もいただきました。

その中で、できる限り早い段階でそういった格差を是正をしまして、モデル地域で出てきていた意見、袋の負担が要らないから助かるなというふうな意見を尊重しまして、皆さんにそういったことができる限り早い段階で享受していただきたいということで、今回早期に資源袋の廃止を検討した次第でございます。

なかなか、条例上のことにつきましては、いろいろと議論があろうかと思いますが、なるべく市民の皆さん方にスムーズに袋回収からコンテナ回収へ移行していただくために、こういった取り組みをしてるところです。

それとあわせまして、市民の説明会につきましても、冒頭に課長のほうから100件の自治会のほうに説明へ行ったということについて言っておりますが、9月いっぱい、それと10月にも数カ所自治会の説明が残っております。全ての自治会の説明を経て、来年の1月からコンテナ回収に向けた、袋回収といいますか、資源ごみの袋を廃止するというふうな方向で何とか進めていきたいと思っておりますので、何とか当委員会のほうで御理解のほう、よろしく願いいたします。

榎橋委員長 今説明をいただきました。委員のほうから質疑は。

浅田委員。

○浅田副委員長 簡単な整理だけさせて。1月から3月までは、確実に袋入れな回収してもらえへんがいな、そこ。

榎橋委員長 小田部長。

○小田市民生活部長 袋に入れなければ、コンテナはまだないんで、袋なんですけど、それについては、半透明の袋でも構わないという。

榎橋委員長 浅田委員。

○浅田副委員長 指定袋じゃなくてもオーケーよということ。

榎橋委員長 小田部長。

○小田市民生活部長 そうです。既に、来年の1月から販売を中止しますので、例えば、1月2日からはもう袋がないという御家庭もありますので、その場合については、既存の半透明な袋に入れていただいて結構ですというようなことになります。

○浅田副委員長 ごめんね、整理もできとらんかった。

(「市のは、だからもう要らんということ。緑のシールも」の声あり)

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちょっと午前中から意見言わせてもらったのは、収集の実態が変わらない中で、軽減を導入することが法制上問題ないかということに対して、今部長から回答だったと思うんですけど、要は不利益の場合についてはできないけども、軽減する場合は法制上問題ないという見解ということになったんです。そういう解釈なんですね。それで、問題はないということなんですね。

榎橋委員長 小田部長。

○小田市民生活部長 そのとおりでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 ということは、これまで負担をとってたこととのバランス、その根拠ね。実態上変わらないわけで、何で、12月31日だったらお金が要って、1日やったら要らないいうね、これまでのことが崩れるんじゃないかという話に対しては、どういう説明がありましたか。

榎橋委員長 小田部長。

○小田市民生活部長 12月から1月にかけて、要る要らないというワンステップはあるんですけども、やはり今までは資源ごみ袋を使っていたかなければ収集ができないということで、それについての御負担なり、収集の費用について負担を願ってたわけなんですけれども、来年の4月1日からコンテナ回収になりますので、その前段、3カ月については、なれていただく期間といいますか、お試し期間というたら失礼なんですけれども、住民の皆さんにコンテナ回収というのはこんなもんですよというふうなことをなれていただくために、新しい透明の袋に入れていただくというようなことになりますので、そこまで費用の負担というのも必要じゃなくなるというようなことが一つと、もう1点は、やはりモデル地域でやっておりますところについては、全く負担をいただいてない、コンテナ回収をやっておりますので、負担をいただいていないということがありまして、今現在格差があるというような

ことが、若干問題が出てきていると。

そこを解消するためにも、ぜひとも早い段階でやりたいことはやりたいんですが、やはり住民説明がまだ10月いっぱいまでかかるかなというような状況の中で、10月からというわけにもいかないですし、やはり説明が終わって、ちゃんと一段落ついた段階で1月からというようなところでやっていきたいと。

それと、あわせまして、住民説明はやってきておるわけなんですけれども、やはりしそチャンネル、それとホームページ、また広報等でもう一度、周知をさせていただきたい、そういうふうに思っております。

榎橋委員長 神吉委員。

- 神吉委員 コンテナを含むステーションというのは、4月からの可動やと思えます。で、そのステーションの設置は12月までに終わる予定なんではないかと、今のステーションが置かれてないところへ、皆さんが任意の袋で持っていくということになるわけですね。それで合っていますか。今の収集場所へ、任意の袋で行っても構わないというルールと考えればいいですか。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 済みません。1月から3月につきましては、任意の袋で、今の可燃・不燃・粗大のところに持って行っていただくという。場所は、3月までは今のステーションでお願いします。

以上です。

- 大畑委員 残ってる。今ので合うてる。
- 神吉委員 合うてますね。今、ステーションごみの出し方になれるようにと言われたんやけれど、そのステーションがない、コンテナがないところへ出すわけやから、なれるも何も違う作業をせなあかんということで、コンテナは4月からやのに、1月から3月はそれでもない、これでもない、違うことをせなあかんという期間が3カ月間あるんです。

だから、結局それになれたとしても、また4月から変わるわけやから、今想像するに、皆さんの自治会ではどうかわかりませんが、収集されるのに大きなかごがあって、そこへ放り込んだらいいよっていうんだったらわかるんですけど、まちの中なんかだと、隣のお宅の横に置いていくわけです。で、生ごみの場合はネットなんかするんですけども、プラごみの場合はしませんが、そういう任意の袋がころころころと置かれる状況になるというのを今想像すると、果たしてそれはいい方向なのかどうか疑問に思うんです。想像していただいて、どう思われるか、

お答えいただきたいです。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 今神吉委員、言われるように、小さい袋も出てくるかも知れませんが、そういうことも例じゃないと思っております。1月から3月までコンテナできない状況では、12月までに買っていただいた資源袋を有効に使っていただく中での、それも使いながらやっていただきたいなど。

4月以降につきましては、プラ製容器包装だけになりますので、そういうところで1月から3月の中で購入させていただいた資源袋も有効に使っていただきたいなということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

榎橋委員長 浅田委員。

- 浅田副委員長 名前はどないする、書かんでもええことになるんだろうか。多分、困ってやと思うんじゃないわ。

榎橋委員長 3月までは書かなあかんのちゃいますか。

- 浅田副委員長 書かなあかんのでしょ、指定ごみ以外でも。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 任意の袋でございますので、名前の記入はなしで結構かと思っております。そういうぐあいには説明をさせてもらっております。

榎橋委員長 小田部長。

- 小田市民生活部長 説明会にまいりまして、やはり自治会さんに、個人じゃなしに自治会のほうに御負担を強いることが多々あります。ステーションの管理とか清掃とか、あと名前が出てない人のやつは、今まででしたら名前書いてあって、その人のとこ持っていったらよかったんですけど、書いてなかったらどうするんかと言われて、いや自治会のほうで何とかお世話お願いしますというようなことで、よっぽど皆さん意識が高かったら、そういうようなことはないんですけども、当初多々出てくるだろうと。

そういったとこの中で、何回か周知をしていく中でレベルが上がってくるんだと思うんですけども、場合によっては既存の透明の袋かもしれませんが、名前を書いていただくというようなことも自治会として判断していただくようなことになってくるかなとは思いますが、まだ全体の説明会の中の3分の2ほどの状況なんで、全体の集約する中でそういったことも考えていく必要はあるのかなとは思いますが、名前を書く必要があるのかなと。

当初についてはそういったことで、自治会さんの負担を何ほかに軽減する必要があるのかなというふうには思ったりもしています。

榎橋委員長 神吉委員。

- 神吉委員 やはりさっき言うたように、3カ月間そうでない期間を設けて、自治会のほうでトラブルができるくらいであれば、3月の末まではこの現行のとりの料金設定で払っていただいて、4月1日からはそうではないですとしないとだめだと思うんです。

それで、その残った分はどうするんやとかそういう問題はちょっと置いて、でない、自治会はいや、ええわ、しゃあないなと言うてくれたところもあるかもしれませんが、それをどうぞしてくださいというのは、何か違うような気がするんですけどね。任意の袋でもいいにしましょうよっていうのは、その3カ月間だけするの違うと思うんですけどね。

榎橋委員長 小田部長。

- 小田市民生活部長 要は、ステップの間に違うやり方が3カ月間入ってくるというようなことなんですけれども、やはり負担のところから考えますと、モデル地区ではそうじゃないと。いろいろな議論の中で何とか取り組んでいただいたんですけども、そこについては、もう早ければ去年の11月から袋代が要らないというような状況にあります。それがずっと、たった3カ月かもしれないんですけども、やはりその格差を引きずるといえるのはいかなものかと考えますと、費用負担の点からも早急にその分については是正のほうはしていきたいと考えます。

一応、年間22万枚の資源ごみの袋を使用しております。それを1家庭の負担にしますと、年間200円ほどの負担になってくるんですけども、やはり負担を強いるとこと強いらなるところと、それがあるといえることについては、できる限り早い段階で解消していきたいということと、3カ月のところではございますが、やはり資源袋から透明な袋ということで、ステーションはないんですけども、そういった出し方いうんですか、プラ系のごみについてはこういった出し方ということになれていただくということがかなり必要なのかなと。

それで、前回の委員会で、委員さんの中から白い袋は使えないか、レジ袋使えないかということで、にしはりまへ聞いたりしてみますということで、にしはりまに問い合わせをしました。すると、白い袋にたまたま入って出てくることあるんですけど、問題はないんだというようなことも言われてるんですけど、一方で、各市町の中では、やはり透明の袋で出してくださいというお願いを全部されてます。

それと、そのプラ系のごみを収集する直営のほうが収集するんですけども、職員のほうに現場はどうなんだというようなことで聞きますと、やはり今中が見えるからこれがだめだというようなことで、中からそのごみを抜いたりとかしてるんです。例えば、こういうプラスチックがプラ製容器包装の中に入ってましたんですけど、本人さんはこれプラスチックだと思っておらんですけれども、プラ製容器包装じゃないんで、それはだめなんで、それは抜いてるんだと。

もっと悪質なのが、コンビニで弁当食べたやつを、お箸も何も入ったやつがそのまま入ってたりとかしてるケースが多々あるというようなことで、中にはもううじがわいて臭いような状況もあるんだと。そういった中で、白い袋になると、そういったことがチェックできないんで、何とか今までどおり透明、半透明のやつで集めていただきたいというようなことで、そういった議論をしております。

十分、住民周知をすればそういったことは解消していくんだと思いますが、かなり期間がかかるんで、今白いのは当分難しいのかなというような見解でございます。全然違うこと、答弁しましたけど、済みません。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 もう一つ、原則的なことと言ってしまいうんですけど、午前中議論になってまだ腑に落ちんのやけどね、手数料なんか条例で決めてる場合は、いわゆる手数料の算定の基礎になるものは、それに係る人件費であったりとかということが全てあるじゃないですか。ですから、今回の場合でいうたら、収集であったり、処理であったりすることが一定算定の基礎にあって、袋代が決まってる。

その実態が、この3月31日までは変わらない。袋は変わったとしてもですよ、収集にかかるものとか、処理に係るもの、算定根拠はかわらないのに、かえていいんかというところが論点やったと思うんですね。

だから、回答は市民の負担、不利益の場合はしたらだめやけど、軽減の場合はいいということで何かちょっとすりかえられたような気がするんで、手数料本来の考え方からいって、何ら実態が変わらない、算定根拠が変わらないのにお金を変えるということについて問題じゃないんかという、そこについての回答はされてないように思うんですけど、それいかがでしょう。

榎橋委員長 小田部長。

○小田市民生活部長 ちょっと回答になるかわからないんですけども、実際にその経費、ごみ袋の単価を決めるのに、直接担当してなかったんであれなんですけども、十分経費の比較をして、料金を設定したのかなと思います。特に、資源ごみにつき

ましては、当初平成24年度から導入したときに、やはりもともとは製造単価相当で購入していただくというようなことで、料金設定をしております、その後こういった手数料条例の中に入っていったわけなんですけれども、その後単価を変えずにそのまま来てるわけなんです、今現在逆転現象が起きておまして、要は、製造単価のほうが売り上げ単価よりも高いというような状況も来ておる、要は費用負担を、収集の費用負担、処理の費用負担をしていただくんですが、いやもうつくる側だけにお金を使っているっていうふうな状況もあります。

ここで、それをやめた場合、逆に市の負担も軽減される。市民の方の負担も軽減されるというようなことで、そういった状況もございますので、今回3カ月ではあります、経過措置を設けたほうがいいのかなということで、十分経費を袋で案分して、袋の単価を求めたというような、資源ごみ袋についてはそういった状況ではないという。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 全然、大分話をすりかえられてしまったけど。さっきの回答にはなっていないと思うんですけど。

もともと、この袋の単価製造よりも安くしたんは、資源ごみのリサイクル率を高めようということで、値段は安くしてきたと、僕ら聞いてますよね。だから、資源ごみとしてどんどん出してもらいたいから、低廉な価格にしていると。逆に可燃なんかは、負担がかかるからあんまりどんどん出してもうたら困るから、減量化のために一定の袋の単価を決めてるとというようなことで、僕が言ってるのと論点は全然違う話にかわってしもとんで、そこは成り行きはどうでもいいんですけど。

今言うたように、それも含めて、それは手数料の算定根拠にプラス、資源ごみをたくさん出してもらいたいという政策的なところで単価が決まるとるさかいに、ちょっと別の意味合いがあると思うんです。

だから、その分、いわゆる受益の部分を下げたことで、市税を投入しとるからね、せやから市のほうが税金のほうも安く上がってきたということではないと、僕は思うんです。そういう枠組みがあったと思うんだけど、そこが変わらないのに、改正するということがいいのかどうかと。ちょっといまだに腑に落ちないんで。

それと、先ほども神吉委員が言われているように、少し1月からの実態とコンテナ回収するコンテナがないのに、そういうふうになっていくことによるいうたら混乱みたいなものが生じるおそれも感じるんで、やっぱり年度末まできちっとしてしたほうがいいんじゃないかなという気はするんですけどね。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 大畑委員の意見を否定するという思いはないんですけども、費用負担の公平性が出てきている中で、速やかにごみ負担の軽減というか平等化を図っていく中では、なるべく早い時点でそういうごみ袋による手数料の徴収という部分については、軽減すべきで、それについて12月いっぱい販売を中止しておれば1月、2月、3月という形の中で使っていただく中で、大体処分していけるんじゃないかなと。また、シールも今出させてもらう形で。

その中で、1月以降については、一部高つく人はおられるかもわかりませんが、一般論として自由な袋が使えるということは、個人負担の軽減ということになりますので、そういう観点からいけば、早く住民負担の公平性を保ちながら、軽減できるという形であるということで、12月いっぱい終わりにして、3月までは経過措置をいいながら、その間に使っていただくという形で、4月以降についてはそういう部分の中で、新たな気持ちでコンテナ回収に臨めるということを考えれば、ベストだとは思いませんけども、よりベターな選択ではないかなとは思って、提案させてもらっております。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

- 山下委員 午前中も言ったんですけど、住民負担の軽減という点では、自由にどんな袋でも使えるということが、やはり負担軽減にはつながらないなと思うんですね。

例えば、資源ごみの回収ということで比較的こんな丈夫ないい袋が非常に安い、ジャスコとかあんなところ行ってみられたらわかると思いますけど、安く手に入る袋って大抵白い袋で、透明な袋っていうのはなかなか手に入りにくいですから、そういうのを探しに行く手間も時間もやっぱり費用負担ですから、そんなも含めたら、決してこの軽減というのにはならない、私そこら辺はいろんな商店に行かれて、実験というかされたわけですか。ほんとに軽減されるかどうかという。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 基本的に、軽減されるという前提のもと、いろんなものが買っていただくなり中で使える物を使っていただくということを前提にしております。悲しいかな、過去ジャスコ等の大手のところに行かせていただいて、透明な分があるかないかまでは、よう確認しておりません。こういう袋がなくなることによって、まず各企業がなるべく安いものを提供できるように、またお客さんに提供していただけるんじゃないかなと思っております。

以上です。

榎橋委員長 小田部長。

- 小田市民生活部長 袋で出していただくのがびんと缶とプラ、ペットボトルなんですけども、一番皆さんの御家庭もそうだと思うんですけども、一番出るのがプラ製の容器包装で、あれがすぐいっぱいになるんですけども、そちらのほうの集積場所というのは既存のごみステーションのほうへ出していただくということで、新しいステーション、資源ごみなどで資源物なんですけども、既存のごみステーションのほうへ出していただくというようなことにしております。

それで、そこへ出していただくんですけど、それが1月から透明の袋に入れてくださいねというようなことで、それは来年の4月以降も同じことなんで、それは事前の学習いうんですか、なれていただくということになるのかなと。

あと、びんと缶なんですけれども、余り出ないのかなと、自分のとこの家の生活であれなんで申しわけないですけど、大体アルミ缶でしたら小学校へ持っていかとかそういったことで対応して、させてもらってますので、できる限り4月までためておいていただいて、4月から新しいステーションに出していただくというような工夫もしていただいたらできるのかなというふうに思ったりもするんですが、いやそれじゃだめだということであれば、今まで資源のごみ袋で出していただいていたものを、透明の袋なりに入れていただいて出していただくということにはなるんですけども、まあプラ製容器包装については、変わらないというふうなこと、出し場所は変わらないということになりますので、全く4月以降と異なるやり方というわけではないような状況なんです。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 大体出尽くしたかなというように思うんですけど、1点だけ教えてもらいたいんですけど、4月1日からの施行になることで、今考えられる問題点というのは、課題とか、どういうことがあるんですか。この提案を、4月1日から施行するとした場合の問題点。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 問題点といいますか、一番は、先ほど言わせていただいたように、モデル地域の皆さんについてはシールとか、袋とか今は求めておりませんので、その部分の不公平性がある。これについては、金額の大小やなしに、是正をしていくべきだなということで、そういう観点から言えば、やはりなるべく早くそういうところを対応していくべきかなと。

その中で、住民説明会等がある程度のめどが立った中で、提案させていただける時期が12月いっぱいかなということで。そういう観点から言えば、一番ベターな部分かなということで考えております。

それと、3カ月間することによって、資源ごみ袋、先ほども言いましたけどもプラ製容器だけではなく、ほかの分も使えますので、その中で処理していただけるんかなという思いです。

○大畑委員 デメリット、デメリット。

○宮田環境課長 デメリット。

○大畑委員 4月1日にすることのデメリット、

○宮田環境課長 4月1日になって、デメリットといいますのは、やはり公平性が、結局は1年おくらせてしまうという、なるべくでも早く公平性を保つべきかなという、行政としてはその部分。それとあとは、市の部分で言えば、やはり生産コストよりも販売コストのほうが安いので、財政的な負担も市としても助かると。

あと、個人さんの部分については。

○大畑委員 いやいや、それは早めることのメリットをおっしゃってるんやけど、そうじゃなしに、4月1日になることによるデメリットは何ですかって聞いているんです。だから、一つはモデル地区との不公平性の期間が延びるということでしょう。それ以外に何かございますか。

○宮田環境課長 資源ごみ袋を、4月以降になりましたらプラ製容器だけしか使えなくなるんですけども、1月から3月の間については資源ごみのびんとか缶とかそういう部分についても使っていただけるというメリットがありますけども、4月以降になればそれとかはないということは一つのデメリットだと考えております。

榎橋委員長 小田部長。

○小田市民生活部長 4月に延びるということになりますと、先ほど22万枚の負担を要は使用していただいているんですけども、金額にして220万円の費用負担を市民の方々にしていただいている、それが3カ月で短縮しますと要は55万円ほどは費用負担が要らなくなるってというようなことで、その分55万円分、微々たるものかもしれないですけども、55万円をそういったことで引き延ばしということになると、55万円余分に負担をしていただければならないということと、あと製造コストのところ、年間で300万円ほど製造コストがかかって、それを支払いをしておりますんで、それも3カ月分は短縮をしますんで、その負担も市としても軽減はされるということがあるんで、やはり費用のところでの負担の軽減が図れるというようなことが、4

月になるとそれがなくなるというところでございます。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 公平性を保たんとあかんということなんやけど、そのモデル地区はまあいうたら特別な地区や。そやさかいに、そういうリスク、公平性とか袋要らんような収集しますよということで、もう試験的にモデル地区でやらしよるんやでね。そこが袋使いよらんさかいに不公平やという理論はなり立たんと思うんです。そこはまあいうたら特区や。そやさかいに、住民からほんなら「不公平や」いうていう声が上がっとんかいうたら、上がっとらへんと思うんや。

それとね、この収集手数料、もともとなかったんや。何でこの手数料、できたん。小田部長、課長ぐらいのときにできたんちゃうんかいな。それで、資源ごみ袋が、今になったら負担が高いさかいに負担を軽減するんやいうけど、この負担をさせたんはあなたたちでしょ。この袋に入れんと収集しませんいうてしたんが、そうやないんかいな。それを今になって、負担を軽減するんやいうんやったらやで、最初からこの袋に入れんでもええってしとったらええんやがな。

それから、可燃ごみと不燃ごみ、これはまだこのまま収集手数料、残るわね。これももともとなかったんや。この資源ごみができて、これ何年前か、3年ほど前やね、できたんが。負担を軽減するんやったら、可燃ごみも不燃ごみももともと手数料なかったんやで、なしにしたらええんちゃうんかいな。

それで、この可燃ごみのごみ袋、ごつつ製造単価よりは販売が3倍も、3倍以上で売りよんじゃで、住民にごつつ負担をかけたるやないかいな。もともとはそういう手数料なんかなかつたやつを当時つくって、何で資源ごみだけなしにするんや。これ、可燃ごみ、ものすごい高い単価で買いよんやで。それもっと安くすべきちゃう、負担を軽減するんやったらやで。それやったらみんな公平や。

その視点がちょっとおかしなとこ行きよるけども、住民の負担を軽減するんやったら収集手数料全廃したらええんちゃうかな。もともとなかったんや。

榎橋委員長 小田部長。

- 小田市民生活部長 条例制定したときおったんちゃうんかな言われて、いてなかったんですけども、コンテナ回収じゃなしに、資源ごみの回収をしたときに担当の課長でございました。そのときについては、やはり市民の方々の代表で検討委員会とか設けていただいて、いろいろな御意見をいただく中で、ほかの関係の市町の姫路とか、佐用、上郡等視察にも行かさせてもらいました。

その中で、既にコンテナでやっておられるようなところもございました。そうい

う意見も聞きました。その中で、やはり当日型で姫路市さんなんかやっておられたんですけども、とてもじゃないですけども当番日が年間何回かあるっていうようなことで、そういったことができないなど。ステーションのやり方というのは、そのときにはなかったんですけども。

○林委員　そういう説明、よろしいわ。何で収集手数料、つくったんやいな。3年ほど前や。

榎橋委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　条例化したのは、平成26年度だと思っております。そのときの状況といますのは、手数料化するような形の部分が全体としてなっておりましたので、袋代というところから手数料という形に改めただけで、そのときに値上がり等とかいうことはなっておりません。従来から、決まった値段をそのままごみ袋代から、手数料に変えていったと。

それすることによって、手数料で集めた部分については、ごみの経費に重点的に充当していけるということで、ごみ袋代でありましたら雑入ということで、見えてこないところがありますので、やはり特定財源的にするには、やはりごみ袋代としてするとして、やっていくべきかなということをもとに手数料条例化されております。

以上です。

榎橋委員長　林委員。

○林委員　可燃ごみと不燃ごみのごみ袋代、製造費と販売代金の差額が何ぼあったんかな、1,600万円かほど出とったんや。その差額を何で市が利益をとって売ってする必要はあるんか、その差額、浮いた分を何に使えんやというたら、そういうごみ処理のほうに回してますという答弁やって、それおかしいやろ、それやったら手数料としてとるんやったらはっきりしたらええし、そんなもん製造単価でそのまま販売したらええんやないかいということが発端で、考えられたんがこの収集手数料ですわ。

それから、収集手数料やったら、収集は何ぼコンテナ回収にしたって収集はされるんやでね、収集の費用かかるとるはずや。何で資源ごみだけないようにして、可燃と不燃の収集手数料は払わんとあかんのですか。同じごみやで、収集せんのんやったらええけども、しよんやで。もともとそういう収集手数料なかったんやでね。そのときつくった、言い逃れでええかげんな手数料つくったで、条例が出たときに質問したけども。ほんなら、資源ごみの手数料、安いわね。そやけども、資源ごみ

を収集するんも、可燃ごみを収集するんも週に1回やったら、同じ手間なんやね。何でこれだけ差がつくんやということ言うたけども、これは袋代をそのまま手数料にしますと、そんな積算はないだろうと言うたけども、賛成多数で条例制定されたけどね。

そやから、根本の考え方が行き当たりばったりでおかしいと思うんや。そやさかいに、4月1日にしたらええんやがいな。ほで、負担を軽減する、安するんやったら条例で制定する必要ないんやったら、1月から3月まではその袋使わいでもよろしいよと、任意の袋でしてくださいということにしたらええんちゃいますか。

榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 4月1日にして、1月から3月は、ちょっとわかりかねます。

榎橋委員長 林委員。

○林委員 制度が変わるんは4月1日やろ。そやさかい、4月1日に条例改正したらええんちゃうん。ほいで、負担を軽減するんは条例でそういう制定する必要がないというんやったらな、1月から3月までは任意の袋出してもろても結構ですよと。今までみたいに指定袋のうてもよろしいいうて。そういう負担を軽減さそう思たら、そういうことができるやないんかいな。何も条例で1月1日にする必要、ないんやない。4月1日に制度が変わるんやで、そのときにして、それまでの暫定期間は任意の袋で出してください、それで結構ですよいうたら済むことちゃうんかいな。

榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 1月から3月まで任意でいいですよという話が仮にあればいいかなという話ですけども、その間も1月から3月までは条例で資源物の手数料としてうとてますので、やはりそういう部分じゃなしに変えていくべきかなと思います。

榎橋委員長 林委員。

○林委員 いえいえ、負担を軽減するためやったら条例制定せいでええいうていう判断やいう話やったんちゃうんかいな、最初。負担を強いるんやったら、制定せんとあかんけども。今制定されとるやつを軽減するんやでな。それは制度として減免みたいなもんや。1月から3月まではあれでしたらええやないかいな。任意の袋で出しなさいと。それで済むことちゃうか。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちょっとだけ。言いよってのこと、わかっとってないみたいで。

林委員、言われてるのは、条例、このままもう4月にしといて、実際もう製造とかストップしたり、販売とかとめるんも、1月からでええやないか言いよってんや。

それは、条例上に出てこうへんことやから。実態上はそうしたらええんちゃうかい
うて。そうでしょ。

- 林委員 軽減するんやったら、条例で制定する必要はないと言いよったんちゃうん。
新たに負担を求めるんやったら条例で決めんとあかんいうて。決まっとるやつを制
度上、運用上も普通の袋でよろしいとしたらええんちゃうんかいな。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 そうしたら、先ほど小田部長が強調された製造費の負担が55万円ほど何
とかいう話、市民の負担が55万円何とかいうのもクリアできる話なんです。だから、
例規上だけの問題を言うてるんですよ、僕らね。だからね、実態上はやろうとして
のことを、条例じゃないところでしたらよろしいやん。説明会もしとってんだ
ろうから。

- 林委員 もう要りませんよと、今度コンテナ回収にかわるさかい、こういう制度に
かわりますから、そうしてくださいいうて、言うたら済むことちゃうん。そやない
と、4月1日から制度がかわるのに、何で1月1日に条例かえるんとあかんかい
ところが、一番根本やで。

- 今井委員 それ、非常にすっきりしてますね、それが。非常にすっきりしてる。

- 大畑委員 すっきりする。

榎橋委員長 手を挙げてお願いします。

神吉委員。

- 神吉委員 理論上の観点から、いろいろな角度から皆さん思いが伝わらないのか、
伝わってるんかわからんですけど、私もちょっと違う角度から言いたいのが、負
担の軽減というのを金額ではなくて、私思ってるのは、自治会がその3カ月間だけ違
う対応をしなければいけない、それでなれたころに、また4月からの対応しなけれ
ばいけない、そこに負担がないかと思っているんです。

それで、先ほど言われたモデル地区との差というのは、もう全然問題ないことだ
と考えます。それは、手を挙げられたその地区が、もしくは今されてるところのリ
スクをカバーするための金額だと思とんです。

それで、ここからはちょっとこんなことでけへんのかなっていうのを聞きたいん
ですけど、その製造コストが55万円言われたんですかね、3カ月間分の袋代は55万
円ほどの分です。その55万円分の袋っていうのは、結局余ってるような量ではない
んですか。もしそうであれば、そういうのは配られへんのですか、その3カ月間。

というのも、電池の袋ありますよね。電池の袋、何でか自治会に配られてます。

それ要らんのんやけどっていうおばちゃんがようさんおってです。何でそんな無駄なことするんやろな。私らそない電池たまらへんでという方もあるんやけれども、そうやってプラのごみ袋も配ってもらったたら、3カ月間その袋入れて、今の回収場所へ出せるんですよね。で、違う袋探す必要もない。

なければ、そういうことできひんのかと思たのと、あと、現状透明の袋というのはどこに売ってるかもわからない。それが10円で買えるかどうかもわからない状態で、そのほうが安いとも、高いとも言えない方向へ、負担はないですというのもおかしい話だと思とんで、ちょっといろいろ言いましたけれど、どうしても3カ月間というのが納得できないんです。

榎橋委員長 宮田課長。

- 宮田環境課長 在庫等につきましては、適宜入るスペースもございますので、減った分だけを補給していくという格好なんで、あり余っている状況ではございません。一遍に買うこともございませんので。

それと、費用負担の部分についてでございますけども、あくまで私ども想定しているのは、同じプラ製容器の袋はあるのにそれで出せんのかなというところがありますので、そういう部分での負担軽減を考えております。市としては、新たにごみ袋のかわりに新しい袋を買っていただいて、それを使っていただくということは、やむを得るときは生じるかもわかりませんが、通常は今の生活の中で出ている袋を有効に使っていただくということで、負担軽減になると考えております。

あと、確かに1月から3月と4月から微妙に違うところありますけども、同じ袋に入れて出すという行為そのものは、12月とかわっておりませんので、確かに少し自治会の方に戸惑いが出てくるかもわかりませんが、大きな負担になってくるとは考えてないんです、零ではございませんけども。

その中で、1月、2月、3月という形でやっていって、4月からコンテナ収集という形でやっていきたいなと思とりますので御理解をお願いします。

榎橋委員長 意見、大畑委員。

- 大畑委員 意見じゃなしに、大体聞きましたので、あともうこちらで議論することにして。

榎橋委員長 そうですか、わかりました。そうですね。

では、長時間、ありがとうございました。これから、審査をさせていただきますけども。5時回ってしまいました。ありがとうございました。御苦労さまでした。

では、委員会を閉じます。

○小田市民生活部長 補足の説明をさせていただきたいと。

(「もうええぞ」の声あり)

榎橋委員長 何でしょう。

○小田市民生活部長 若干、4月にして3カ月前倒しでってというようなところなんですけれども、条例上さかのぼりの経過措置の期間を設けるということ、今までそんな条例見たこともないですし、その。

(「経過措置ちゃうもん」の声あり)

○林委員 経過措置なんか削除やがな。

○小田市民生活部長 条例上、文言でも残って。

○垣尾市民生活部次長 もう運用だけでいくという意味ですか。

○大畑委員 そうそう。

○垣尾市民生活部次長 ちょっとその部分についてはどうなんかなという、ちょっと今ついでにその答えがでкинのですけども。今言われとるんはそういう意味ですね。だから、経過措置は消してしまっ、4月1日の施行にしといて。

○大畑委員 いやいや、経過措置を切るんじゃないくて。

○浅田副委員長 経過措置は4月以降ですね。

○大畑委員 4月の経過措置残さなんだらあかんから。

○垣尾市民生活部次長 3カ月か2カ月かは別として、それはそれとして、ほんで、1月から3月についてはもう運用でいくんやと。

○大畑委員 1月1日からいうの、これ4月1日施行にして経過措置をそのまま残しといて。で、実際上袋の販売とか、そんなん入れたたらええ。

○林委員 経過措置なんか要らんのちゃうん。施行の日から3月31日までの期間というのは。

○大畑委員 提案では、4月以降まで残っとる袋、使えるということになっとるさかい。

○林委員 使えんという。

○浅田副委員長 多分、袋代のやつやったら要らんかもわからんね、経過措置。

○大畑委員 要らん。

○浅田副委員長 うん。

○林委員 透明じゃなかったって、資源ごみ袋余ったたらそのままプラ容器として使えるんやさかいに。

○大畑委員 そういうことやな。

○林委員 プラ容器は。

- 垣尾市民生活部次長 残るの、シールだけですね。
- 大畑委員 これ、シールだけの経過措置。
- 浅田副委員長 それは要るかもわからん。
- 大畑委員 それは要るんちゃう、経過措置。
- 浅田副委員長 いよってんは、1月から3月は運用。
- 垣尾市民生活部次長 販売も12月末でいう意味でいいんですか。そやから運用は要るという意味かなとは思うんですけど。
- 林委員 負担を求めんやつやったら、条例に制定せいでええいうていよったん違うんかいな。
- 浅田副委員長 例えば、いや私、買いたいんやいうての、それは買うたってもかまへんのちゃうん。
- 林委員 でも、品物ないやん。
- 浅田副委員長 品物、どっかにある。
- 今井委員 もう店からなくなるんや。
- 浅田副委員長 はよう、引き上げてまうの。
- 大畑委員 うん。それは同じことやと思いますよ、これは。1月1日にして同じ問題が起こるということや。
- 林委員 条例も改正されとらんのに、言うて回りよんじゃろがいや。1月からは要りませんいうて。説明会で言うて回りよん、違うん。
- 浅田副委員長 説明会、しとってんやでな。運用でいけんかいうて、言うてくれよってや。
- 林委員 条例改正もしとらんのかな、説明会で言うて回りよんやろ。それやったらそのとおり言うて回ったらええやん、済むことや。
- 榎橋委員長 よろしいですね。
- 小田市民生活部長 退席させてもらいます。済みません。

午後 5時06分休憩

午後 5時17分再開

榎橋委員長 それでは、続きまして、第76回宍粟市議会定例会付託案件審査を行ってまいります。

市民生活部の第79号議案、先ほどの分です。

大畑委員。

○大畑委員　ちょっと採決に入る前に、先ほど林委員からあったやつが、一番僕はすっきりするんじゃないかなというように思うので、委員会として、この施行期日のところを4月1日にするというので、修正案出したらいかがでしょうか。皆さん、どう思われます。

榎橋委員長　いかがでしょうか。

○今井委員　一つ、あの文面だけ見とったら、シールだけのことで考えられる、読み取れんこともないんやで。その制度的には4月1日からかわるんやけど、シールだけでいうたら、もう1月1日で販売停止でいうことやから、その制度とシールというのを別で考えたら、この文面でもええんかなということも言えんこともないんかな、どないなんやろ。

○林委員　経過措置やろ。わざわざ条例にぽんっと載せる必要ないと思うんや。問い合わせがあったら、10枚で。そういうことで使えますよということを周知したら済むことや。

○今井委員　だから、システムももう全部ひっくるめた改正として捉えるんだったら、林委員が言うところのことが、僕は一番すっきりしてると思うんですよ。ただ、この文面だけ見たらね、回収場所をどうこうとかそんなこと何も書いてないんで、ただシールだけのことしか書いてないんで。それでいうたら、これでも通るんかなみたいなの。じゃないんかな。

○林委員　こないな経過措置を条例で、細かいことを書く必要はないと思うんや。

○大畑委員　これもうとっててもええな。

○林委員　いらへんのや。ほんなら、余ったんどないしたらええんじゃいと質問があったら、こう使えますよと指導したら済むことや。

榎橋委員長　山下委員。

○山下委員　施行期日だけの問題じゃなくて、全くこの市民がしっかりと理解されていないところから、もうちょっと4月1日というふうに決めなくても、慎重にもっとほんと住民説明会しっかりとやっていって、理解されてから、住民にとってほんとにこの資源物回収ステーションが役に立つもんやなど、例えば高齢者から障がい者も思えてからやないと。

榎橋委員長　でも、それはもうコンテナ回収に関してはもう賛成してるじゃないですか。

○浅田副委員長　山下委員の意見はそうやね。

榎橋委員長　だから、それが周知を徹底していく、そういう方向性でないと、今か

らひっくり返すっていうとね。

○山下委員 榎橋委員長、言ってることもわかるけど、私のそれが意見なんです。

○大畑委員 意見や、意見やね。

榎橋委員長 これから何か公助とか、共助とかっていうの、これからどうするのかっていうのは考えてくださると思うので、障がい者だったりね、ほんとに高齢者で運営できないとか、そういう範囲ではこれから考えて、さっきあったみたいに、相生市だったり赤穂市だったり、そういうとことも考えてくださったりするんじゃないかなと思ったりするんですけどね。これからしっかり協議をしてもらって。

○山下委員 榎橋委員長の意見としてはそうなんやなと思います。

○林委員 今言いよってのようなことは、今から3月までに委員会で、説明会の報告とか聞いて、こうせい、ああせいということは言うていかんとあかんわね。

○山下委員 もちろんそうは思ってますけどね。

○林委員 絶対もうコンテナ回収するんは決定事項なんやで、もうかえられへん、かえる気もないだろうしな。

榎橋委員長 もうそれで進んでいってる。

○大畑委員 だから、提案してきますからね、どっちにしても。これ、1月提案してきとるけど、多分仮にそれが1月やなかったとしても別に次提案してくるんやから、その山下委員のおっしゃってることやったら、もう提案自体はあかんっていう話になってまうから。

○山下委員 もともと、そういう態度をこのときにはとってきたわけなんですけど、まあ少数ですけども。それがやはりこの間の状況見てても、これなら安心できるというところまで至ってない。

○大畑委員 もちろん、もちろんそうですよ。それはもう皆わかっているんです。それを、それは言うていかなしやないことや思うし。

○林委員 それだけ、わざわざ附帯決議までつけたんやでね。

○山下委員 その附帯決議のことがほとんど実行されてない。言われていることが、ほんとに今市民説明会で市民がわからないと言ってるように、私もわからんのですよ。そういう中で、施行期日4月1日ということができないというかね。私の意見です。

○林委員 それを4月やなしに、1月にしようとしてる。

○大畑委員 まだ早めようと。だから、シールのところだけ。

○林委員 消して、4月1日にしたらええんや、施行するとき。

○大畑委員 経過措置も要らないということやね。

○林委員 要らんわ。

○大畑委員 そしたら、4月1日からシール、使われへんのでね。

榎橋委員長 だから、このシールをこうしてください、使ってくださいねっていう。

○林委員 資源ごみのシールはるようなもん、あらへんがな。

○大畑委員 いや、指定シールを買ってる人が。

榎橋委員長 そうそうそうそう。

○林委員 いや、そういうことやなしに、問い合わせがあったらこう。

○大畑委員 問い合わせがあったらこうしてくださいって言うたらええ。

○林委員 説明会で言いよんちゃう、もう。説明会で言うて回りよるらしいさかい。

○浅田副委員長 運用上のことやから、周知の方法はいろいろ考えたらええと思うけどな。

○大畑委員 そうしたことやね、それやったらわかります。

○今井委員 要するにあれですよ、公平性とかなんとか言うたってやけど、結局、余ったやつを処理する期間として3カ月欲しいんやいうそういうことでしょ。

○大畑委員 そういことです。

○今井委員 後で買い取りとかそんなんややこしいから。

○大畑委員 それ、したくないんやね。

榎橋委員長 その間に使ってくれということやね。

○今井委員 それはしたくないからいうことでしょ。

○林委員 粗大ごみシールとして使えるようにしよったらええんや。

榎橋委員長 使えますっていうこと、周知して。

○林委員 10枚を1枚なんかにせんと。

○大畑委員 そうそうそう。細かいこと言わんと、2円やから10枚で20円にするいうて。こんなとこだけきっちり計算するから。

どないでしようか、委員会で修正案出すというのは。山下委員、あかん。

○山下委員 どうしよ。多数ですから。もうそのときどないするか判断はまた別で。

○大畑委員 それ、修正案でも出していかないと、単なる反対いうわけにいかんのちゃうん。

○林委員 出さんの、1月1日になるで。

○山下委員 反対討論はさせてもらいます。

○大畑委員 うまいこといかんのですかね。

榎橋委員長 じゃあここを。

- 大畑委員 今言うてるように、施行期日を4月1日、経過措置とる。
- 林委員 うん。
- 大畑委員 ということで、委員会として出すと。
- 榎橋委員長 はい。
- 林委員 反対者があるさかい、委員会として出されへんがな。
- 山下委員 一人でもおったらだめですか。
- 大畑委員 基本は、総意が、もうなしや。あかなんたら。
- 浅田副委員長 提案で、誰か。
- 大畑委員 共同提案せなしやないね。二人でつくらなしやないけど。
- 今井委員 どちらにしたって反対なんや、これにはね。
- 大畑委員 そう。
- 浅田副委員長 コンテナ回収いうんはね。
- 山下委員 納得いかないですね、やっぱり3月に反対してきたことが解消されてないです。
- 大畑委員 そりゃそうや。
- 神吉委員 どんどん進みよる。
- 大畑委員 無理。
- 山下委員 ちょっと申しわけない、ちょっと。
- 林委員 まあしゃあない、委員会では出せんわ。
- 大畑委員 ほんならあかな、共同提案で。二人で出しましょか。
- 林委員 うん。
- 榎橋委員長 はい。
- 今井委員 それで、運用としてもう1月1日から販売はもうやめるとか言うってことはもうその運用で、もうそういうふうにやったらいいんちゃうかということやね。
- 大畑委員 そうですね。
- 今井委員 一番すっきりするんちゃいますの。
- 神吉委員 そうすることによって。
- 今井委員 神吉委員が言いよってのことは、解消されへんで。
- 神吉委員 されません。
- 今井委員 3カ月間の煩わしさというのは残りますけど。
- 神吉委員 残りますね。
- 今井委員 うん。

○浅田副委員長 ただ、これだけ説明会ずっとやってきとるのに、余計混乱を招くのはぐあい悪いやろし。

○神吉委員 そうです、うん。でも、言うときたかったんで言いました。

○林委員 採決しましょうか。

○大畑委員 うん、採決しましょう。

修正案を出すので、修正案を諮ってもらわなあかん。

榎橋委員長 はい。

○事務局 文書で出さないとあかんで、ちょっと今回は無理です。ここの委員会で修正案を出すというのは確認だけしといてもらって、賛成とか反対とかいうのには、それは入れられない。

榎橋委員長 はい。

○大畑委員 採決は、いうことは。

○事務局 そうですね、採決の前に修正案を出しといてもらう必要があるんで。

榎橋委員長 それに対してのあれやね。

○事務局 はい。

○大畑委員 せやから、これ出しますわ。口頭でもいいですか。何か紙に用意せなかん。

○事務局 きょうですか。今、文書で出す必要があるんで。

○大畑委員 今出す必要があるんやろ。

○事務局 無理やね、はい。今から採決するいうのであれば、文書で出してもらう必要があるんで。

○浅田副委員長 だから、今度本会議で理由を。

○事務局 本会議で議員発議を出していただくような感じでお願いします。

○浅田副委員長 ほんなら、今、この案件はどない話をしたらええ。

○事務局 とりあえずいうか、採決をしといていただくんですけど。

○大畑委員 態度保留にするんか。

○事務局 保留。

○大畑委員 修正案、反対ということじゃない、修正や。

○浅田副委員長 賛成だったらこのとおりやろ。

○事務局 賛成はこのとおりで。

○浅田副委員長 なら、反対か。

○山下委員 不承認。

- 大畑委員 反対じゃない。承認か不承認ですね。
- 林委員 賛成少数か、ほんなら。全員反対か。
- 大畑委員 全員反対なんや。
- 宮元委員 ないです。
- 林委員 全員反対か。全会一致で不承認。
- 宮元委員 全会一致で反対みたいで。
- 事務局 確認はしてください。賛成の人いうて。
- 林委員 そうやな。
- 榎橋委員長 賛成の人。
(挙 手 な し)
- 榎橋委員長 なし。
- 今井委員 ちょっと待って。この1月1日から販売をなくすということだけに絞ったら、このとおりなん違います。1月1日でもう削除するという。このとおりなん、違うん。
- 大畑委員 このとおりですよ。このとおりいくんやけど、条例上問題があるというだけの話です。
- 今井委員 そのシステムをかえるという部分ではかわらへん、4月1日やけどね。ここにはシステムのこと、何も書いてないですよ、この文章は、この文章はね。別表の資源ごみの項を削るいうだけでしょ。そしたら、別表の資源ごみの項を削るということは、この部分を削って、だから、1月1日以降はここはもう売らないですっていうことですよ。何か、システムかえることをね、コンテナ回収をしますとか、何とかその辺まで含めたら、そりゃおかしなるんやけど、ただこの文章だけを見たら、この文章だけね、この文章だけを見たら、別に問題ないんちゃうんかなと言えんこともないんちゃうんかなと思うんや。
- 林委員 せやけど、削る根拠がな。根拠が、コンテナ回収するで、袋が要らんようになるで。
- 今井委員 そこまで、やっぱり含めて考えてるわけ。
- 大畑委員 だから、出し合っとるんです。
- 今井委員 そういうふうに解釈したらええんかな。
- 大畑委員 そう。
- 今井委員 それだったら、もう当然そうなんですよ。
- 林委員 根拠がね。

- 今井委員 ただ、シールをなくすということだけに関したら、このままでもええんちゃうんかなと思うんやけど。
- 大畑委員 提案理由の説明があったでしょ。
- 今井委員 ああ、そうかそうか。
- 大畑委員 資源ごみのコンテナ回収を4月からするので、こういうふうな期間、経過措置を設けたいという提案やさかい。
- 今井委員 それは別にここの文章に全然書いてなかったって、それはもうそういうものとして考えたらええわけですか。
- 大畑委員 議案としてはそういう形になる。
- 今井委員 ええもんなんやね、それは。
- 林委員 根拠がなかったら説明つかんもんな。何でかえるんやいうていう話になる。
- 今井委員 ああそうか、なるほどね。その辺のこう何ていうの、条例の仕組みとか、その辺ちょっとようわからへんから、文章だけでいうたら問題ないかなという気はせんこともないんやけどね。
- 大畑委員 そうそう、文章はね。
- 今井委員 うん。
- 大畑委員 そうです。
- 今井委員 はいはい、わかりました。ほんなら、そういうことでいきましょう。
- 大畑委員 賛成なしで不承認や。
- 榎橋委員長 はい。
- 事務局 済みません。否決でお願いします。これ、可決と否決でよろしくお願いします。承認、不承認じゃなく。
- 大畑委員 あ、ほんまや。可決か否決かになるんやね。
- 事務局 はい。
- 榎橋委員長 全員否決ですね。
- 大畑委員 いつまでに出したらええんかいね。議会運営委員会にかけるん。
- 事務局 議会の前日までに。
- 大畑委員 議会運営委員会にかけなあかん、これ。
- 事務局 いや、議会運営委員会にかけるのは別にいいんですけど。
- 大畑委員 ええんやな。
- 事務局 はい。当日。
- 大畑委員 14日。

- 榎橋委員長 14日やから。
- 林委員 14日やで。
- 大畑委員 14日採決やで、13日までやな。
- 林委員 どういうこともない、これ、簡単なこっちゃで、早よ出しといたらええ。
- 大畑委員 うん。すぐ出しといたらええな。追加、発議で出してもええんじゃないん。
- 林委員 かまへん。
- 大畑委員 うん。追加議案で出したらええ。
- 林委員 議事日程で、最初から入れとくほうがええんちゃう、議長は。
- 事務局 前日の正午まで。
- 林委員 当日に出されたら、議長が困るやないか。
- 大畑委員 そうですね。
- 林委員 次、いこいな。
- 榎橋委員長 はい。

では、いきますね。

第83号議案、市有財産の処分について、討論ありますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 自由討議は。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 賛成。

(挙手全員)

榎橋委員長 全会一致。

何か意見はありますか、所見。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 以上で、ありがとうございました。

閉会中の継続調査事項について

- ・前回と同じ

おでかけ市議会報告書について

- ・市の考え方について委員会所管の分を追加する。

10月委員会について 10月13日(金) 午前9時00分から

- 浅田副委員長 長時間になりましたが御苦労さまでした。これで委員会を終了します。

(午後 5 時 4 6 分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会文教民生常任委員会 委員長 榎 橋 美恵子

平成29年度予算決算常任委員会第2回文教民生分科会会議録

日 時 平成29年9月6日(水曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 9月6日 午前9時00分

次 第

第76回穴粟市議会定例会付託案件審査

1. 審査事項

(総合病院)

第93号議案 平成29年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)

(市民生活部)

第84号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の関係部分

第85号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

第87号議案 平成29年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)

(健康福祉部)

第84号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の関係部分

第86号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)

第88号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

第89号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

(教育部)

第84号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の関係部分

第76回穴粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

出席委員

委員長	榎 橋 美恵子	副委員長	浅 田 雅 昭
委員	宮 元 裕 祐	委員	山 下 由 美
〃	今 井 和 夫	〃	神 吉 正 男
〃	大 畑 利 明	〃	林 克 治

議 長 実 友 勉

出席説明員

(総合病院)

総合病院事務部長	志 水 史 郎	総合病院事務部次長兼医事課長	大 前 和 浩
総合病院総務課長	船 曳 浩 尉	総合病院部付課長	後 藤 一 三
総合病院総務課副課長兼財政係長	高 下 司	総合病院総務課副課長兼施設管理係長	鳥 居 長 則
総合病院医事課副課長	秋 久 一 功		

(市民生活部)

市民生活部長	小 田 保 志	市民生活部次長	垣 尾 誠
市民生活部次長	澤 田 志 保	市民生活部次長兼税務課長	森 本 和 人
市民課副課長	梶 原 昭 一	税務課副課長	朱 山 和 成
債権回収課長	石 垣 貴 英	環境課長	宮 田 隆 広
環境課副課長	西 岡 公 敬		

(健康福祉部)

健康福祉部長	世 良 智	健康福祉部次長	津 村 裕 二
健康福祉部次長兼障害福祉課長	水 口 浩 也	健康福祉部次長兼波質保健福祉課長	田 中 祥 一
健康福祉部次長兼千種診療所事務長	大 谷 奈 雅 子	社会福祉課長	木 原 伸 司
社会福祉課副課長兼児童福祉係長	中 西 千 尋	介護福祉課長	谷 林 眞 寿 美
保健福祉課長	中 野 典 子		

(教育部)

教育部長	藤 原 卓 郎	教育部次長	前 田 正 人
教育部次長	田 路 正 幸	教育総務課長	橋 本 徹
教育総務課副課長	福 元 佳 代	学校教育課長	山 本 哲 史
こども未来課長	中 尾 善 弘	施設整備課長	西 林 文 隆
社会教育文化財課長兼歴史資料館長	藤 井 康 明	山崎給食センター所長	池 本 雅 彦

事務局

主 幹 清 水 圭 子

(午前9時00分 開会)

榎橋委員長 それでは、第10回文教民生常任委員会及び予算決算常任委員会第2回文教民生分科会の審査をこれより行ってまいりたいと思います。

それでは、総合病院から行ってまいりますけれども、最初に説明をよろしく願いをしたいと思います。

まず、第93号議案からお願いします。

志水事務部長。

志水総合病院事務部長 お世話になっております。今回病院事業特別会計補正予算(第1号)ということで、お手元1ページに概要を計上させていただいております。

まず、支出におきましては、病院事業費用の医師の賃金2,293万円、こちらは整形外科医が勤務日数が増しております。火水、水木とお二人に勤務していただいておりますが、水曜日にもう1名参加していただけるということになりまして、勤務医の延べ人数の増員ということになります。こちらに伴う補正でございます。

それから、給与費の中で法定福利費ということで、労災保険料の精算をした結果の増額。

合わせて、減額につきましては、病院事業費用の医業費用の経費、光熱水費の減額、これは電気事業者と電気供給契約内容の変更に伴う減額ということで、これまで電力は自由化はされておったんですが、宍粟市へ入っていただくような新たな法人電力会社はございませんでした。去年、初めて新電力会社1社から提案を受けることがありまして、あわせて関西電力を含めた2社の見積もり提案比較ということをお願いして、結果関西電力ということに決定したという次第でございます。

概要につきまして、以上でございます。後ほど、また担当のほうから説明、答弁させていただきます。

以上です。

榎橋委員長 これでよろしいですか、説明、大丈夫ですか。ほかに説明は。

では、委員の方、質疑ございましたら。

大畑委員。

○大畑委員 ただいま説明がありました給与費の補正について、もう少し詳細に教えていただきたいんですが、整形外科医の勤務日数がふえたというのは、これまでの週3日でうち1日は2人体制でやっておられたと思うんですが、さらに1名増というのはどこが増になるのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、ほかにも麻酔科医とか、内科の非常勤医の分もあるので、その辺説明

がなかったもので、もう少し詳細にお願いしたいのと、非常に補正額が大きいので、具体的にこの金額がどういう算出でこういう金額になったのかということも、もう少し詳細に教えてください。

榎橋委員長 船曳課長。

- 船曳総合病院総務課長 今の大畑委員の質問に対する回答ですけども、まず予算、人件費の積算につきましては、予算積算時の現級をもとに翌年度の見込みを加味して積算をさせていただきます。整形外科医につきましては、1人のドクターが今年度から月2回の勤務ということを計画上出してましたんで、月2回で積算をしてたんですけども、実際のところは月4回来ていただいて、オペ等対応していただけるということで、整形外科医についてはその分の賃金が増という形になってます。

麻酔科医のほうにつきましては、麻酔科医の診療報酬につきまして、実際に麻酔科にかかった診療報酬の積算金額の8割をお支払いするという契約にさせてもらってます。この間、麻酔科の方の実績を見ますと、若干増加傾向にあるということで、今回麻酔科医の診療報酬についても増という形で上げてます。

それから、内科の非常勤医につきましては、誰が来られるかというのが予算積算時にはわからないんですけども、実際今年度勤務していただく医師につきましては、昨年度よりも年齢の高い方が来られてしまいましたので、医師の給与につきましては、1歳年齢がかわるだけでもかなり金額が変わってきますので、そういった3つの要素を加味した合計がこの2,200万円余りという形で増額になっております。

以上です。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 この適用されている給与というのは、全部非常勤医ですかね、今説明いただいた分は。給与表の適用じゃないですね。医療表の適用じゃなくて、賃金について別があるんですけども、それはどこに書いてあるんでしょうか、金額は。

榎橋委員長 志水事務部長。

- 志水総合病院事務部長 済みません。もう一つ質問がわかりかねるんですけど、正規職員の人件費以外の人員の部分でこちら補正ということになりますので、今課長が説明したのは正規職員じゃない、臨時で来ている非常勤のドクターの分の補正になります。

- 大畑委員 もちろんわかってます。

- 志水総合病院事務部長 はい。

- 大畑委員 それはどこに、その賃金表がどこにあるんですかということ聞いてま

す。

○志水総合病院事務部長 賃金表ですか。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 うん。非常勤ドクターの賃金表。正規の医師の給料は、医療表の何表か知らんけど1表か何か知らんけどありますよね。で、非常勤のところは探してみたんですけど、わからなかったんですよ。だから、どういう賃金の表を用いてはるのかというそういうこと、根拠を知りたいという。

○志水総合病院事務部長 賃金体系というか、根拠ね。

○大畑委員 そうです、根拠です。

榎橋委員長 高下副課長。

○高下総合病院総務課副課長兼財政係長 非常勤の医師については、基本的には契約行為ということになっています。通常臨時職員の賃金というのは、それぞれの規則の中に賃金表というものを置いて、その金額というのが決まってくんですけども、それぞれ内科であるとか、外科であるとか、もうそれぞれの大学の医局だったりとかから結局派遣していただくことになります。派遣の委託契約的な形で、賃金の単価というのは交渉により決定していくという形になっておりますので、賃金表というものを置いてないのが実情になっております。

なので、そのところは、基本的には大学側、先方との話の中で決めるということになっております。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 わかりました。そういうことになってる。これは、宍粟の場合は、水準というのは、近隣の中でどうなんでしょうか、水準。非常勤の待遇ですね、それいいほうなんでしょうか、どういう契約なのか教えてください。

榎橋委員長 高下副課長。

○高下総合病院総務課副課長兼財政係長 他院の状況ということになってくるんですけども、実際のところはなかなか公表していただけないのが実情です。単価などというのは、それぞれの院長が所属する科が結構強かったりする傾向がありますので、例えば、当院の場合でしたら、外科のところ非常に強いというような形になりますし、龍野市民病院さんになると、今度は整形の院長さんが来て整形が強かったり、またそれぞれの出身校が基本的には一番連携を図ってくる、協力病院ということもありますので、そのところとの関係性ということもありますので、一概に決まっているということでもありませんし、なかなか公表はしていただけない、幾らで来

ていただいているのかというのは、なかなか公表していただけないので、水準的なものは、はっきりしたこと申し上げにくい部分もあるんですけども、大学の医局との話の中では、折り合いのついた金額というところで差はないものだということを考えているところです。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 わかりました。そしたら、今回のこの積算に間違いはないと思うんですけども、私たち審査するのに、この金額を導かれたところがわかりませんので、その辺は何か資料提供いただけるのでしょうか。

榎橋委員長 高下副課長。

- 高下総合病院総務課副課長兼財政係長 個人情報的なところ、給料ということになってきますので、なかなか誰が幾らというふうな公表はなかなか難しいかなと。あと、あらかじめ船曳のほうから説明もさせていただいたんですけども、予算の積算時というのは、一体4月からどれぐらいの体制がとれるかというのは非常に見えにくところがあります。どの年齢ぐらいの先生が来ていただけるのかなと、そのところが非常に不透明なところがありますので、現員、現給での積算という形は今とってんですけども、結局その段階との差というのが、これだけ出てしまった実情、診療日数もふえたというところが一番大きな理由だと捉えていただけたらいいかと思うんですが、何科のドクターにどれぐらいの費用がかかっているのかとかというところでしたら、もうまとめた金額、まとめたものでしたら公表することは可能だとは考えておりますが、各個人にどれぐらいの金額を払っているかというお話になってくると、これはもう公表することは難しいということで御理解いただきたいと思います。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 そうですね。個人というのはいいんですが、個人によって契約内容が変わってくるのか、年齢、ということは個人情報を公表せざるを得なくなるわけやね。私が資料請求を求めると、ということやね。

まあ、診療日数がふえるということは非常にありがたいことで、喜ばしいことではあるんですが、この金額がどうなのかというのはちょっと全く見当もつかないもんですから、その辺で何か方法はないかなということですが。

榎橋委員長 志水事務部長。

- 志水総合病院事務部長 先ほど言いましたような科別の診療日数が増したとか、それから別のこの2,293万円の増の程度の積算した根拠ということによろしいでしょ

うか。

○大畑委員 はい、結構です。

○志水総合病院事務部長 後日、提出させていただきます。

榎橋委員長 よろしく申し上げます。

山下委員。

○山下委員 それでは、質問させていただきます。

この補正額、2,293万円の補正ということになってるんですけども、例えば、整形外科の医師の勤務日数の増ということで、火曜日1名、水曜日が3名になるんですか。それからまた木曜日1名ということで、水曜日が3名体制になるということ、それと、あるいはこの内科の非常勤医師、これ割合年齢が高い人が来てくださるということで、その方の経験とか専門性とかがどのようなものかによって市民の医療の質というのも決まってくると思うんですね。それで、今回のこの2,293万円の補正によって、市民の医療がどういう、かかりやすくなるのかとか、質がアップできるのかとか、そういった具体的な状況というのはどのようになっていくかということをお教えいただきたいと思います。

榎橋委員長 志水部長。

○志水総合病院事務部長 今手元にはないんですけども、診療日数なり、医師の診療日の表というのがございまして、そちらで受診していただける日数がふえとることがわかるとお思いますので、そちらの提供でいかがでしょうか。特段それで何人ふえたいというのはいまだ途中段階でございますので、わかりにくいんですが、確かに医師がふえたことによる、医師による状況というのは、この表で示させていただいてるものがございます。そちらでよろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○志水総合病院事務部長 追って、そちらも提供させていただきます。

榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 お医者さんに来ていただくのもなかなか大変なんですけど、この年齢が高い医師ということで、今回来ていただける方の経験とか専門性によって宍粟市民の医療にかかる人たちがほんと安心してかかれるか、そして何かほんと総合病院はいいなと思て、そのほか患者さんがふえていくかというのが決まるとお思うんですね。その辺のところでは、どういう状況であるか教えていただきたいお思います。

榎橋委員長 船曳課長。

○船曳総合病院総務課長 年齢ということで、私は具体的には言わなかったんですけど

ども、昨年度よりも確か1歳か、2歳上の方で若い方なんで、まだ当然内科医としてバリバリやっていたらいい方ということで、その先生が市民受けとしていい医療を提供されているかどうかというのは、個々患者さんの判断によるのでなかなかこちらからは言えないんですけども、内科医というのはやはり、今うち非常に患者さんも多くて、外来のほうも大変な診療科ではあります。そういった中で、まだまだ昨年より1歳、2歳若いドクターということであれば、バリバリやっていたらいいので、個人的な思いとしては市民の方にはいい医療が提供できているんじゃないかなとは考えております。

榎橋委員長 いいですか。ほかは。

大畑委員。

- 大畑委員 光熱水費をお尋ねしたいんですけども、これは電力自由化との関係でこういう変更になったということでしょうか。もう一度、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど。

榎橋委員長 課長。

- 船曳総合病院総務課長 電力の自由化につきましては、スタートは2000年からスタートしております。当初は、特別高圧ということでかなり高い電圧のもので、2004年、2005年に自由化の枠が広がって、高圧と言われる、うちの病院もそうなんですけども、そちらの電圧帯、拡大されました。

2016年の4月から低圧ということで、一般家庭にも拡大をされたんですけども、病院というやっぱり特殊性がありまして、高圧が2005年4月から解禁はされているんですけども、この宍粟市のエリアで病院というところに自由化の波に乗って電力供給をしていこうという提案をしてくれる業者はなかなか見つかりませんでした。それで、市のほうはそういう施設ではないので、早くから新電力の会社が入ってましたけども、病院のほうはいろいろ打診をするもなかなか業者がなかった。

ただ、昨年度いよいよ都市部のほうでもいろんな実績がある業者が初めて提案できるようになりましたということで、提案をいただきましたので、関西電力とその新電力会社を含めている提案内容を加味しながら、今回安く今年度は契約ができたということで、その分をこの補正予算に反映をさせていただいているところです。

榎橋委員長 大畑委員。

- 大畑委員 病院としての考え方として、ちょっとお尋ねしたいんですけど、一般家庭の自由化ということで安いほうを選んでいくというようなことじゃなくて、やっ

ぱり電力不足を起こしたら大変なことになりますから、医療機関ですから、その辺の、病院を運営していく場合のその電気事業者を選択していくときの考え方みたいなもの、何かお持ちなんでしょうか。

榎橋委員長 船曳課長。

- 船曳総合病院総務課長 今も大畑委員、言われたことそのもので、やはり病院については、緊急手術があったり、人工呼吸器とか、生命の維持に欠かせない機器をたくさん使ってます。ですので、安ければいいというものではなくて、安定した電力が供給できるという業者を選定するのが一番ということで考えております。

以上が方針になります。

榎橋委員長 ほかに。

林委員。

- 林委員 補正でも、歳出ばかりの補正が上がってるんやけどね、普通財源がなかったら支出することができんじゃろと思うんです。そやさかいに、収入に見合た支出いうんですか、それを組まんとあかんと思うんやけども、病院当初予算のときから早予算的に赤字の予算組んだるんですね。この足らずはどないするんですか。一般会計から繰り入れせいいいこと、そういう考えでこの予算組んであるわけ。

榎橋委員長 志水部長。

- 志水総合病院事務部長 今回、歳入のほうの補正については上げておりませんが、歳入増に向けた経営努力、あわせまして、何とか繰り入れが減らせられるような努力はしていく必要はあると思います。

ただいま、この9月の補正の段階では歳入の補正の見込みは出しにくいということで上げておりません。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 医師が、勤務日数がふえたということだけでも歳入ふえると思うんやけどね。歳入見込めんということ。やっぱり経営が安定した中でいろいろ考えていかんと、まだ今平成28年度で1億何ぼ赤字になっとるわね、実質。繰り入れが6億円余り繰り入れしてもらった上で、まだこのままでいったら赤字がふえるだろうし、こういう考え方でいきよったら、病院の改革プランに上げてある健全経営に向かうどころか、逆行していくような考えがするんやけども、やっぱり根本は安定した経営のもとでやっていくことを考えんと、何ぼ公立病院やいうたって何ぼでも一般会計から繰り入れするわけにはいかんのんで、こういう考えでやったら病院、なり立つ

ていかんと思うんやけども、根本的におかしいんちゃうんかいな、考え方が。

榎橋委員長 志水部長。

- 志水総合病院事務部長 やはり、歳出のほうでの医療の医師の増員、マンパワーの増員による医業収益の増、ここには必要なことだと思っています。そのためには、どうしても医師の増、診療日数の増ということもふやしていかなければ収入も出てこない。

ただ、今回このことよっての直接的な歳入の増というのが、今のところはっきり見込みにくかったということで、今回は上げてないということでございますので、引き続き経営努力はしていくつもりには変わりはありません。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 ちょっと確認したいんやけども、この整形外科医が今まで月1回来よったんが、月2回になったということの増というような説明やったと思うんやけどね。これ、整形、麻酔、内科、それぞれの増額の金額は公表できんわけ。

榎橋委員長 高下副課長。

- 高下総合病院総務課副課長兼財政係長 それぞれ歳入の増の要因となる診療科の分は、公表のほうはさせていただけると思います。ただ、大変申しわけありませんが本日細かい積算の資料、お持ちしておりませんので、また後ほどそちらのほうにお伝えさせていただけたらと思います。

あと、先ほど予算のお話、少しいただいてたと思うんですけども、当初の予算の中に、一般会計も全て同じだと考えているんですが、歳入については必要最小限、支出については可能性のあるもの最大限で組んだ予算にはしております。で、事業の執行状況を見ながらということにはなるんですけども、一部修繕の据え置きであるとか、そういったことも実施はしていておりますので、赤字の金額が非常に大きくならないように、極力早期の段階での黒字化が図れるようにというのは、常に考えて、事業の執行についてはさせていただきたいと考えております。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 今言うたその補正の2,200万円余りの内訳、もうちょっと詳しい明細は、出してもらえんということ。

榎橋委員長 高下副課長。

- 高下総合病院総務課副課長兼財政係長 後ほどということにはなりますが、提供のほう、資料を作成して、お渡しさせていただきたいと思っております。

榎橋委員長 お願いいたします。

林委員。

- 林委員 2,300万円ほどやね、これ去年、おとし、その前か、千種の診療所の医師が2名から1名に減ったんやけど、それ常勤で1年間働いとったんが、減ったんが2,000万円ほどなんやね、医師1人分が。それで、これ副市長がおかしいいうて、減らすのぉかしいいうて言うたんやけども減らされて、行政改革の関係で2,000万円減らしましたいうて言われてますけども、それから見たら、かなり金額が多いと思うんやけどね。どうですか、非常勤の医師で。

榎橋委員長 高下副課長。

- 高下総合病院総務課副課長兼財政係長 常勤の医師と比較をしたときということになるんですけども、1人のドクター、やはり割高になります。そのためだけに来ていただくというのは、不足をするところを埋めていただくという考え方が非常に大きくなってきますので、常勤の医師よりは高くなるのは一定やむを得ないところであると、は考えています。

それは、交渉の上で少しでもという思いの中でお話をさせていったとしての金額ということになるので、それはもう一定は御理解いただかないといけないのかなというところと、あと、先ほどのお話の中で、水曜日、整形外科のドクターが1名、毎週来ていただいているんですけども、整形外科の先生というのが非常に専門分野をもっておられてます、腕の先生、足の先生、それと腰の先生いうふうな形になってくるんですけども。この1日ふえている先生というのは、基本的にはオペのためだけに来ていただいているようなところがあるので、外来診療の中には入っていないパターンが多いです。そのときにも、先生はまた、1名でオペというのが非常にできないということもありますので、来られている大阪医科大学のほかの担当の先生、その先生と一緒にオペに入られるということになるので、なかなか表には出てきにくいですが、市民の方のニーズには応えられるようにそういったオペも続けていくというのが実情になってます。

また、今年非常に4月から天候がよかったのではないかなと、例年に比べてということになりますけども。そういったことも影響して、実は4月から患者さんがやっぱり若干低調な形になってます。で、お盆明けぐらいから、やはりだんだん夏場の疲れが出てきたりとか、天候にかかわらず今まで大丈夫かなと思われたような患者さんが次々紹介で来られてるということもあって、病棟のほうもどんどん今は非常に埋まってきている状況にはなっているんですけども、そのときの天候とか、健康状態とかいうのも非常に読めないところもありますので、収入になかなか直結

しないことも出てきます。

それで、赤字の話、先ほど収入なかなか上げづらかったというのは、実はそうだったところも一つ加味した上で、改革プランの中では、平成30年に73%の病床利用率を目標に計算をしていきます。今までの病床利用率が2カ年前は68.9%、その前66.1%というような状況から、今少しずつ回復をしてきている。少しずつ患者さんも戻っている状況ということにはなっておりますので、なかなか余り高い目標を、今までみたいに、昨年度までは76%の予算を置いてたものを今年からは改革プランに合わせた形で73%に置きかえた上で、これを達成しようというのを今病院の目標として取り組んでいるところでありますので、そのこのところは一定ご理解いただけたらと思います。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 病院の収益的にいうたらね、入院より外来のほうが収益率は高いんじゃないかいな。その入院さしたらいろいろと人件費も要るだろうし、費用も要るしするんやけども、そのベッド稼働率を上げただけで黒字になるという話ではないと思うんやけども。

榎橋委員長 高下副課長。

- 高下総合病院総務課副課長兼財政係長 宍粟総合病院という病院が、一定2次救急であったりとか、補う病院にはなっているんですけども、1次の開業医さんが診られた患者さん、それを紹介によって入院とか、詳細な検査を受ける病院ということになっています。

外来の患者さん、確かにふえるということは収益的には大体4人から5人を診ると、入院患者さんの1日分ぐらいが該当してくるということもあって、診るのは非常に収益が上がる要因にはなるんですが、外来を診た後に、今度同じ先生がそれぞれ抱えている入院患者さんをずっと診て回られるんですけど、外来の患者さんがふえ過ぎると、その外来の診療の最終の時間というのが3時とかぐらいまでもつれ込むことがあるんですけど、その後には今度はオペであるとか、病棟の患者さんの治療にずっと回られることもありますので、1人のドクターにかかる負担というのは非常に大きなものになっています。終わるのが8時とか、そういったことがずっと常時、診続けてそういった時間になってくると。それでは、やはり年齢的にも非常に高い先生が多いということになりますので、ドクターが離れていってしまう要因の一つにはなってしまうのではないかという懸念はやはりあります。

やはり与えられた役割的なところでいうと、外来の中心というのではなく、入院

中心の病院ということになってきますので、そのところはあくまでも1次の開業
医さんとの連携を図りながら、収益のほうを上げさせていきたいという思いの中で、
ご説明させていただいた経緯があります。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 今の説明の中で、ほかの医療機関から紹介を受けた、患者の入院する率が高
いような説明やったんやけどね、それやったら、ベッド稼働率、目標立てても不安
定な目標にしかならんやろ。自分とこで受けた患者を入院さすというんやったら
ね、目標も立てられるだろうけども、紹介の率が高いんやったらそういう目標立て
にくいんちゃうんかいな。

榎橋委員長 高下副課長。

- 高下総合病院総務課副課長兼財政係長 紹介の率が非常に高いというなお話は
誤解を招いたかもしれないので申しわけないんですけども、本来はそういったところ
を目指していく病院という意味で御説明させていただきました。

やはり、外来に紹介状を持ってこられる患者さん、そこからの入院患者さん、ま
た救急で来られる患者さん、そこから入院される患者さんが非常に多いということ
はありますので、外来を全くなくすとかっていうお話ではないので、ただある程度
抑制をつけていかないと、入院患者さんを診ることができなくなってしまうとい
うことが非常に懸念されることであるので、そういったところは注意したいというふ
うに考えている説明だったんです。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 いろいろ言うても、へ理屈ばかりみたいな答弁が続くんやけどね。まず、
根本的に、収入がこの医者が来たら収入がこれだけ上がるから雇うんやという、普
通はそういう考えだと思ふんやけどね。収入度外視して、診療体制だけ充実する
ということだったらおかしいと思ふんです。やっぱり、そういう充実した診療体制を
したらこれだけ収入が上がってするということを考えんとあかんと思ふんで、今回
は収入上がってないけども、やっぱり支出に見合うた収入があるような施策、事業
を展開してもらわんと、支出ばかりふえるようなことでも困ると思ふんです。

そやさかいに、院内託児所についても、あれでどれだけ収入が上がっとんですか。
費用対効果、考えてみてください。やっぱり、安定した経営のもとで、それを前提
として余裕があったらいろいろと拡大していくという方向で考えてもらわんと、い
つまでも続かんと思ふんですよ。

それと、予算のことなんやけども、水道事業でも赤字の予算、組んでますけどね。

まだ水道は内部留保金があるで、それで補填するということで認めてますけども、病院はもう内部留保金ないようになってるんでね。今までやったら、内部留保金があったで赤字の予算でも通ったと思うんやけども、今からそうはいかんと思うで。来年、新年度予算組むときにはちゃんと収支、ちゃんと合わせた予算組んでもらわんと通らんとと思うで。

榎橋委員長 高下副課長。

- 高下総合病院総務課副課長兼財政係長 平成29年度、今年度の予算を組むときからなんですけども、ルールを非常に大幅に見直しました。基本的には、完全にゼロ、収支バランスがとれた予算というのはなかなか組みづらかったところはあるんですけども、当年度のキャッシュベースだけのお話でいうと、ほぼほぼニアリーな形のところまではもっていった予算を組んでいるのではないかと考えております。

病院事業収入から支出を引いた段階で、単純計算では赤字になっておりますが、そこには現金収支を伴わない減価償却費、そういったものも含んだ上での会計ということになっておりますので、まずはキャッシュベースの黒字化を図りたいというところで、そののこのところには注意をして組ませていただいたと思っております。

ただ、修繕費については、非常に病院を1年間経営する上で大きな修繕が発生する可能性もありますので、そののこのところは非常に大きな予算、6,000万円からの予算というのを上げておりますので、それを事業執行とめた場合には、極力黒字化の図れるような形で今の予算を上げていますんですけども、あくまでそれは収入が72%、外来患者数が400人確保できた場合ということで組んでおりますので、そこに到達をしなかった場合にはやはり幾分か赤字が出てきてしまうという予算にはなっておりますが、そうならないように、いろいろと取組みを進めていきたいと考えています。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 少なくとも、医業収益と医業費用、これはかなりプラスにならんとあかんと思うんやね。それが今マイナスやでね、根本的にいうたら。そこをプラスに何でできんのですか。

榎橋委員長 高下副課長。

- 高下総合病院総務課副課長兼財政係長 前回、加算のお話などいろいろさせていただいた中で、市民に負担をかけるのはというふうないろいろなお話が出ておりました。今年度、体制を図って行って、住民サービスがふえる、その応分の負担というのは、今後かかってくることは一定考えているところにはなるんですけども、自

治体病院の不採算のものを抱えている病院としては、なかなか大きな黒字化、いきなり変換をかけるというのは難しいものだと実感しているところです。

そのために、少しずつでも収入を上げていって、支出を下げていくという計画を今立てておりますので、今言われたように、事業収入にマイナス支出が大幅な黒字化を図るということであれば、よっぽどの大きな事業転換を図っていかないといけない。もう、不採算全部切ってしまうというぐらいの勢いがないと、なかなか難しいのではないかと考えているんですけども、そのところは今から中で大きな激変にならないように、状況見ながら改革プランの中で一つ一つ取り組みを進めていって、黒字化を目指していきたいと考えております。

おっしゃられることは、非常にわかるんですけども、なかなか現状として、その大きな変革というのが、一気にというのはなかなか難しいところもありますので、御理解のほういただけたらと考えております。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 一般の家庭でもそうやと思うんやけども、やっぱり収入に見合った生活をするいうかね、最初から収入超過した生活をどこもされてないと思うんです。やっぱり収入に応じたそういう事業をやっていかんと。それで、この医師が不足、不足というところけども、医療体制があんまり、医師の数から見たらあんまり減っと思ふんです。ですから、やっぱりそこらの運営の方針、それがおかしいところがあると思うんで、そこらもやっぱり根本的に今までどおりのやり方をやっておいたら、改革プラン平成30年にとんとんまでもっていくというような目標を立てるとるけども、それ絶対無理やと思う。

榎橋委員長 志水部長。

- 志水総合病院事務部長 先ほど、高下のほうからも言いましたけども、総合病院の本来の期待される仕事、任務というのは、非常に不採算部門の科目にあっても市民が必要とされる限りは、私は提供していくことに努力していく必要はあると思います。

一方、林委員がおっしゃるとおり、企業ですから、企業運営についても収支黒字を目指していくということは十分、職員一同みんな肝に銘じております。この辺のバランスというのが、非常に難しいところがあるかなとは思っていますが、そこは今後の病院改革プランの中でも課題としておりますので、決して黒字だけを追求する病院ではございませんし、市民の必要とされる医療を一定の採算が合わない部分もございませんけども、そこは提供していくべきだと私は思っています。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 その公立病院が担うべき、義務やないけども、病院のあれがあると、不採算部門も担わんとあかんという話なんやけどね。それとか医師不足とかを言いわけの第一にして今までずーっと説明されてますけどね、やっぱり安定経営があつての上やと思うんです。さかい、今、去年、平成28年度は赤字が少なかったけども、やっぱり2、3億円赤字を出して、その上まだ一般会計からの繰り入れが、去年で6億円何ぼあるわね。

これだけね、ほかの公立病院見てください。比べてみてもらったらわかると思うんやけども、そこまでしてる病院がないと思うんです。

何ぼ言うても一緒やで、よろしいわ。

榎橋委員長 分科会で、今ね、補正のあれなので、そこに絞っていければいいかなと思います。どうでしょう。

ほかにはございませんか。

これで、分科会、閉じますね。

午前 9時41分休憩

午前10時30分再開

榎橋委員長 それでは、お待たせいたしました。休憩を解き、会を再開いたします。それでは、市民生活部の審査にこれから移ってまいります。第84号議案、第85号議案、第87号議案の審査を行ってまいります。

説明のほうはいかがでしょう。ありますか。

(「特に」の声あり)

榎橋委員長 特に。それでは、委員のほうから質疑がございましたら、よろしくお願いいいたします。

補正から始めます。第84号議案、ありませんでしょうか。

(「精算ばかりや」の声あり)

榎橋委員長 それでは次、第85号議案で。

浅田委員。

- 浅田副委員長 国保も、今年度限りということなんやけども、しょうもない質問、退職被保険者年々減りよんは、これは人口構造の問題と理解したらええんではないか。例えば、これは申請とかどうのこうのじゃなしに、それだけの人が減っている

ということで理解したらよろしいでしょうか。

榎橋委員長 森本次長。

- 森本次長兼税務課長 前段に、退職者の医療費制度の説明をさせていただきますと、この退職者医療制度につきましては、退職者がそれまで加入しておられました、例えば共済組合とか、厚生年金に係る保険から国保に加入した場合に、要件に該当しますと受診した医療費の一部を社会保険が国保会計に財源を入れるというような制度であります。

結果的に、この国保会計の財政負担が減少されるという制度でありますけども、この退職者医療制度につきましては、平成20年の4月に医療制度の改革に伴いまして、平成26年度末までの経過措置での期間で満了します。ということで、年齢が65歳に達した時点でなくなるということなんですけども、経過措置があるということで実質年々、65歳に達するので減ってくるんですけども、その間に、例えば国保に一時的に入っておられましたけども、社会保険に入る。そういったような形で増減が繰り返されるような場合もありますので、基本的には対象者が減っていくというような形になります。

以上であります。

榎橋委員長 ほかにはありますか。

それでは、第87号にいきます。

大畑委員。

- 大畑委員 第85号に戻っていいですか、済みません。

榎橋委員長 第85号に戻ります。

- 大畑委員 資料4ページの歳出のところに、減額補正の3,225万6,000円てありますが、これを今説明していただいたことと関連してる減額ということですか。国保ね。退職振替該当者の減少という話がありましたが、それ今の説明とリンクしてるわけですか。

榎橋委員長 澤田次長。

- 澤田次長 そちらにつきましては、先ほど説明しました加入者の年齢到達による減と振替の分というところで、リンクしております。先ほどの説明の内容とおりです。

榎橋委員長 それでは、第87号議案。

山下委員。

- 山下委員 わからないので教えてください。

この後期高齢者医療広域連合の納付金というのが、どんなふうな決まりになって

いるんですか。それで、今回のこの増額というのがどういう意味なのか、わからないので教えてください。

榎橋委員長 梶原副課長。

- 梶原市民課副課長 納付金なんですけども、兵庫県の市町で後期高齢者医療広域連合というものを組織しておるんですけれども、その中で広域連合の議会の中で決定した基準によって納付金を算定するんですけども、その求められた金額を支払っているような状況になっております。

このたびの補正については、前年度繰越金ということで、前年度繰越金を受け入れるために歳出のほうに予算を立てさせてもらったような形をとっております。今回負担金を変更したというわけではありません。

以上です。

榎橋委員長 山下委員。

- 山下委員 勉強したらわかるかと思うんですけど、広域連合議会の負担金の基準というのを、調べたらわかると思うんですけどちょっとここでもし教えてもらえたら教えてください。

榎橋委員長 梶原副課長。

- 梶原市民課副課長 ちょっと今、この資料持っていないので、後日でもよろしいでしょうか。

- 山下委員 はい。

榎橋委員長 では、お願いいたします。

ほかにはよろしいですか。第84号議案、第85号議案、第87号議案、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

榎橋委員長 それでは、次に移りたいと思います。

午前 10時39分休憩

午後 1時08分再開

榎橋委員長 皆様、こんにちは。若干早いようでございますけれども、おそろいでございますので始めさせていただきます。

それでは、予算決算常任委員会文教民生分科会を再開をさせていただきます。

それでは、健康福祉部の審査にまいりますけれども、部局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

津村次長。

○津村健康福祉部次長 それでは、失礼いたします。

分科会資料のほうをごらんいただきたいと思います。まず、ページに沿って順番に御説明申し上げます。

1ページ目は一般会計、第84号議案関係でございますけれども、社会福祉課関係です。

まず、歳出側のほうから説明をさせていただきます。それで連動する形で歳入もあわせての説明をさせていただきますと思います。

歳出、17ページになります。まず民生費、社会福祉協議会補助金ですけれども、これは社会福祉協議会の人件費補助をしておりますけれども、対象職員の異動があったために変更させていただきますと考えております。

それと、その後2行につきましては、補助事業でございますけれども、前年度の国庫負担金並びに補助金の確定ができましたので、その返還金を本年度において生じることになります。

その次の、母子家庭等自立支援給付金につきましては、給付金の対象の利用申請が1名増となったということで、補正をさせていただきますと思っております。それに付随する歳入側が、上段のほうにも歳入を計上しております。

その後、下3行につきましても、先ほどの説明のとおり前年度の事業精算に基づく返還金でございます。

次、めくっていただきまして、今度介護福祉課関係の一般会計予算になります。

歳出側ですけれども、この西播磨成年後見支援センター業務委託料につきましては、本年度当初交付申請による若干の数字の変動ということでございまして、当初予算を組ましていただいたときから少し数字の変動があったということでございます。

その次については、先ほどと同じように前年度の精算です。

その3行目の太い行になっておりますけれども、これにつきましては、従前から御説明を申し上げます千種町の介護施設の「笑顔」の関係で、建物取り壊しを受け、市から国に対する補助金を返還する義務が生じております。それに対応する施設から市に対する返還金を、歳入側、同額を上げさせていただきます。

それと、2ページの下、18ページの交付金の返還金につきましても、前年度の精算でございます。

それと、介護保険事業の特別会計繰出金につきましては、これはまた次に説明し

ます介護保険事業の精算関連に伴うものですので、そちら側で御説明をさせていただきます。

3ページの障害福祉課につきましては、これ全部、平成28年度の実績に伴う精算、返還ということになります。

めくっていただきまして、4ページです。保健福祉課関係です。

これにつきましても、前年度の各事業の精算に基づく返還ということになります。ただ、5行目の訪問看護事業特別会計への繰り出しにつきましても、これも訪問看護事業の特別会計のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

5ページの一宮保健福祉課並びに千種保健福祉課の関係でございます。

まず、一宮保健福祉課につきましては、当初予算に予定していなかった保健師が現在産休に入ることになりまして、その分の代替職員の臨時職員の賃金増ということとです。

それと、千種保健福祉課につきましては、その備考欄に書いておりますように、つちのこホールのほうの宅内下水の経年劣化で破損が生じたため、修繕をさせていただきたい。それと、千種保健福祉センター・エーガイヤちくさ関係ですけれども、子育て支援センター前のエアコンが故障しておるので、これも修理、それと、棟が違うんですけれども、隣の棟になります倉庫の雨漏りがひどくて、これも修繕する必要があるということで一括で補正計上をさせていただいております。

それと、臨時職員賃金につきましても、これも病気療養に伴う臨時職員の補充分でございます。

6ページにつきましては、先ほど御説明申し上げました「笑顔」に関する市を中心として国とのやりとり、並びに法人とのやりとりを時系列でまとめたものでございます。簡単にまとめたんですけれども、6月13日に法人から事業の廃止届が出されまして、あわせて補助事業の廃止並びに財産処分の申請書が提出され、これを受けて、市から国に対する財産処分の承認申請並びに承認通知を受理をしております。これをもって、今度は市から法人に対する条件つき承認ということと、補助金の一部返還命令ということでこの7月28日には、国への財産処分の建物がもうなくなったということで、報告をしております。

ちなみに、国とのやりとりの中では、実際請求はまだ来ておりませんが、市側からは補正予算が通るまではできたら請求を待っていただきたいというふうな形をお願いしておりまして、返還請求はまだ届いていないという状況になっております。

続いて、7ページになります。これが、第88号議案関係で、介護保険事業特別会計に関するものになります。

これも、歳出側で御説明を申し上げますと、8ページになりますが、前年度の会計の精算によって、一定剰余金が出ております。これに基づいて積み立てを行うという部分と、同じく補助事業については、返還精算が生じておりまして、これらに伴う歳入側の増減ということになってまいります。

それとあわせまして、9ページでございますけれども、これは第89号議案関係、訪問看護特別会計ですけれども、これにつきましては、年度、4月から進む中で、当初臨時の看護師さんの予算計上をしておりましたが、なかなか採用ができずにこの間経過しておりまして、その分正規職員が時間外対応できております。その時間外対応がふえた分増額をさせていただいて、かわりに臨時職員の想定賃金を減額をさせていただくという予算の組み換えになっております。これに基づいて、先ほど一般会計のほうの繰り入れも減額をさせていただくという内容の補正になっております。

以上で、簡単でございますけれども、今回の説明にさせていただきたいと思えます。

榎橋委員長 はい。ありがとうございました。説明を今受けました。委員の方から、質疑ございましたらお願いいたします。

大畑委員。

○大畑委員 まず、1ページでございますが、この人件費補助の対象となる社協職員というのはどういう職の方なんでしょうか。それと、異動に伴って増額というのは、ちょっともう一つわからないので教えていただきたいと思います。

榎橋委員長 木原課長。

○木原社会福祉課長 社会福祉協議会の補助金につきましては、現在補助金の人件費補助ということで、まず法人を運営されている法人運営部門というところに6名、あと地域福祉の活動に係っていらっしゃる担当者ということで3名を補助対象人員として見ます。この運営の部門の6名といいますのが、事務局長、それから4つ支部がございます、4支部長で、まず5名、あと本部事務職員の1名というような形で計6名となっております。これが、平成28年度までは一宮の事務局長と支部長を兼務されてたということがございまして、これまでの体制でありますと事務局長兼支部長で1名、その他3支部長、プラス事務職員2名ということで補助対象人員としておりました。

それが、平成29年度の体制の変更に伴いまして、事務局長と一宮の支部におかれまして事務局長と支部長を別に配置されまして、事務局長1名と4支部長、それと本部事務員の1名の計6名を新たに補助人員とするというような形になりました。予算の要求時には、このことがまだ全然見えておりませんでして、平成28年度と同様な形で予算計上させていただいております関係で、今回の補正をお願いするような形になったものです。

金額の増ということになりますのは、今まで介護保険のほうを主に担当されてた支部長クラスの方が今回一宮支部長という形になられたということで、事務職員の、具体的に申しますとそのとき総務課長を補助対象人員にしてたんですけど、その総務課長さんと、それから現今の支部長さんが補助対象の中で入れかわられたということで、若干対象の人件費単価が高くなったということで、今回の増額補正にさせていただいたものです。

以上でございます。

榎橋委員長 ほかにございますか。

大畑委員。

○大畑委員 次、「笑顔」のことでお聞きしたいんですけど、これは補助金の適正化法に基づく返還と考えてよろしいのでしょうか。

榎橋委員長 津村次長。

○津村健康福祉部次長 国から市に対する部分については、補助金の適正化法に基づく行政処分の一環としての返還命令で、市から「笑顔」に対する返還命令は負担付贈与契約扱いの私債権、そういう形になろうかと考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 わかりました。ちょっと、わからないので教えてほしいんですが、要は全て取り壊しをされてしまってるので、これ10年未満でしょうか、営業されてますよね、補助金出て。それで、要はまだその残存部分、補助金出す側から言えば、残存部分、いわゆる滅失する部分のものを返還しなさいということになるのかなと思うんですけど、その未償還相当額という考え方がはっきりわからないので、そのことを教えてもらいたいのと、それと、その補助金の問題と、それから行政代執行で建物を取り壊しておられるその費用やね、取り壊し費用というのは補助金の返還とはまた別になるんじゃないかと思うんですが、その費用はどうなっているのかというの、ちょっと教えていただきたい。

榎橋委員長 津村次長。

○津村健康福祉部次長 最初の請求額の考え方につきましては、委員御指摘のとおりです。現在9年建物が建っております。その部分の残存部分は、当初満額で1,500万円いただいておりますが、その部分の8年だけ償却をしております、全体の処分制限期間34年ということになっております、その残存部分の請求、さらに、平成27年度にスプリンクラーの補助をしております、534万6,000円です。これも、経過年数が1年ということで、未償却部分の請求があるということで、合わせて1,600万円の請求となっております。

それと、強制撤去に関する取り壊し費用につきましては、地権者と法人との争いに基づくものなので、基本私どもが聞いておりますのは、地権者が費用負担して取り壊した、400万円から500万円の間ぐらいやと思うんですけれども、それを本来ならばその費用請求が裁判所のほうから法人側にされると聞いておりますけれども、それは今後どうなっていくかということは聞いておりません。

以上でございます。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 前段の部分、わかりましたけども、その後段の部分ですけど、行政代執行って書いてるから、行政がされたんかなと思ったんですが、それは違うんですか。

榎橋委員長 津村次長。

○津村健康福祉部次長 行政代執行ではなくて、裁判所による強制執行です。

○大畑委員 わかりました。

榎橋委員長 林委員。

○林委員 その関連ですけども、この6ページの下側、欄外に、介護給付費の返還金、190万円余りあるんやけど、これは何年度ぐらいになってですか。

榎橋委員長 津村次長。

○津村健康福祉部次長 実は、この「笑顔」の運営に関しまして、平成20年ぐらいに監査に市が入りました。その際に、監査指摘をし、本来介護報酬のしてはいけない部分の請求がされたということで、この間までこの返納承認に基づきまして毎月定額の償還をしていただいております。それにつきましては、ずっと定額で順調に返納がされておったわけですけども、今回の事案が生じまして、いよいよ今年4月になって滞ったということがございます。その時点で、総額が600万円ほどだったんですけども、結果この4月時点で194万2,325円の未償還が残ってしまいました。

それは、その債権につきましては、介護報酬ですので公の債権になります。その

公の債権を一括請求をした上で、いわゆる強制執行というふうな形をとりまして、納付いただいた回収額が130万4,000円ということで、その部分につきましても、差額の60万円程度は未収のまま残ってしまったということでございます。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 これ、平成20年ごろというたら、「笑顔」が事業開始された時期やと思うんやけどね、そのときにちょっとぐあいが悪いことをしとったということで、返還が生じたと思うんですけども、指導監査で指摘した以降は、ちゃんと営業はされとったんですか。

榎橋委員長 津村次長。

- 津村健康福祉部次長 指導監査でして、順調に返されている期間につきましては、きちっと法令に基づいた形で運営がされておったと認識をしております。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 それで、600万円のうち幾らか知りませんが、定額で返されとって、8年で400万円ほどやということは50万円か、年間で。返されとって、それでその後滞ったということで、まだ60万円余り残っとんやけども、これは回収の見込みはあるんかいね。

榎橋委員長 津村次長。

- 津村健康福祉部次長 実のところ、全て資産調査、財産調査をした上で回収できるものは全て押さえたという状況でございます。現時点で財産はないと考えております。よって、回収の見込みが立たないということです。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 それだったら、国に返還する分があるわね、1,600万円か。ほな、これも回収できんいうこっちゃね、そういう事情からいうたら。

榎橋委員長 津村次長。

- 津村健康福祉部次長 現時点では、法人が残っておりますので引き続き回収並びに代表理事である内海氏に対する個人負担等も考えてもらいたいということも伝えておりますけれども、今申されましたとおり、現時点で回収するのは非常に厳しい状況かなというふうなところが正直なところです。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 そうなったらね、1,600万円、市がかぶらんとあかんことになると思うんやけども、平成20年にそういうちゃんと事業をしとらなんだという経緯があつてね、それからちゃんとしとるいうた分でも、最終的に1,600万円余り市がかぶらんとあ

かんような状態になるだろうと思うんですけども、その間にはそういう前兆いうんか、そういうことが指導監査のときには気がつかないわけですか。

榎橋委員長 津村次長。

- 津村健康福祉部次長 はっきり言いまして、全然気がついておりませんでした。それで、この間の経過につきましては、結果としてわかったことですがけれども、平成26年時分から、地権者の方が相続をされて、相続された方と今の法人側との争いがあったというふうに見えます。それが、平成28年のちょうど今時分ですがけれども、昨年の中時分になって初めて裁判が終了したということの情報を得て、初めて裁判の結果を知り得たという状況になってございまして、その間、市も事業所の運営に関する会議が、法的な部分もございまして2カ月に一遍ずつは会議に出席をしたりして、運営会議に出席したりもしてございましたけれども、その間全然つかめていなかったということでございます。

それと、先ほどの介護報酬の返還について、平成20年度と申し上げましたけれども、ちょっと資料が出てきましたので訂正をさせていただきたいと思うんですが、平成23年の1月の事業総監査によって総額694万7,568円の返還額が確定をしております。その間、返還の対象期間としては、平成22年10月から平成23年5月までの分で、内容としましては、厚生労働大臣が定める研修事項がされていないという内容で、指導、指摘をして返還請求をしたという経過になっております。

以上でございます。

榎橋委員長 林委員。

- 林委員 市が指導監査する事業所については、こういう例があったんで今後はそういうことはないだろうと思うんですけどね。指導監査のときにきちっと監査してもろて、こういう例が出てこんようにきちっとお願いしたいと思います。

榎橋委員長 山下委員。

- 山下委員 さっきのことで、もうちょっと詳しく知りたいなと思ったんです。厚生労働大臣が定める研修がされてないというのは、どういった研修がされてなかったのかなと思ったんですけど、教えてください。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 この小規模居宅介護事業所には、施設の専属のケアマネジャーがおりますが、その担当のケアマネジャーがその厚生労働大臣が定める研修はまだ未修の分があったということで、急遽研修を受けていただくような指導をし、結果的には研修を終えられたという経緯があります。

榎橋委員長 山下委員。

- 山下委員 それは、そういったことを御存じなかったというようなことになるのかな。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 もう一つ、過去の指導監査時の書類等も確認した中では、少し事業所も認識不足だった点もあるかと思いますが、記録を読み取った中では。それで、受けられる意思はあったんですが、人数制限とかあったり、申し込み損ねたりということでそのことが延期に、延び延びになっていたようです。

榎橋委員長 今井委員。

- 今井委員 もう一遍今のことで、もう一遍確認したいんですけども、いわゆる行政の方がこの「笑顔」に関して地権者とかこういうトラブルが起こっているというのを初めて知ったのはいつなんですか。

榎橋委員長 谷林課長。

- 谷林介護福祉課長 土地のことでというのは、裁判の終わりのころ、判決が出るころに、事業所から聞いたわけではないんですが、何かもめているらしいということで、担当の者が「早くそこはいい形で」ということで指導はしておりましたが、そういう強制執行の判決文が出たというのも、法人さんからのほうからではなく、別の方からの情報で知り得たというような経緯です。

- 今井委員 具体的にいつですか。

谷林介護福祉課長 細かな経過記録をきょう持ち合わせていないんですけども、判決が出て、判決文も届いた後、8月か9月ぐらいだと思うんですが。

榎橋委員長 津村次長。

- 津村健康福祉部次長 済みません。今年の、平成28年8月10日に判決が出ておりますけれども、それ以前に担当者レベルで、記録によりますと平成27年の2月ごろに土地所有者よりトラブルがあると。それで、その事業所に対する何らかの指導ができんのかみたいな電話があったようです。それを受けて、担当者はそういったトラブルを早期に解決するようお願いするというので一旦は指導しておるようです。

ただ、その後そのままずっと年が過ぎまして、いよいよ今年の8月に判決が出て、9月に再度土地の地権者より同じような内容の電話が来ております。それを受けて、市側は判決が出たということを初めて聞いたので、法人側に裁判の判決結果の、判決文ですけども、提出してもらいたいということで、それが市にコピーですけども提出いただいたものが今年の9月、その時点で初めて内容がきっちりわかった

ということでございます。

以上でございます。

榎橋委員長 今井委員。

- 今井委員 詳しい話というのは、きちっとは全然聞いてないんですけども、市のほうもこれではいろんな形を変えてでも何とか存続でけへんかみたいなことで、いろいろと動いてはいただいたというような話も聞くんですけども、そのあたりのね、どういうんですかね、非常にすっきりしない。

これ、はっきり言うて、市の職員の方は、皆さんのほうはこういう状況になったら市が負担せなあかんというのは、もうわかってたはずですよ。本人が、要するに法人としても破産してしまったら、基本的に今次長が言われましたけど、個人に請求することも考えているとかいうて言うてはったけども、原則もう法人が破産したらもう一応破産やでね、それ以上とれない形になってきますやんか。ほんなら、もうこれ1,500万円か1,600万円か、これ全部市がかぶらないかんというのは、初めからわかってる話でね。もうちょっと、努力、努力いうかね、何か方法なかったのかなというのんが、正直すごく思うんですけどね。いろいろされたとは思いますが。

よく言われる話、自分の給料からそれ払わなあかんねんやったら、もっと動いとったんちゃうんかなとかっていう、うがった見方もついついしてしまうような感じはあるんですけども、そのあたり、どうなんですかね。これで、こういう状況になったから補正で出してくださいというて、あっさり「ああ、そうでっか」というて認める、変な話ね、職員さん、ペナルティーないんかいなというようなことも思わんでもないし、そのあたりのことについてはどうなんですか、事ここに至って、どうしようもないいうたらどうしようもないんですけども、どうですか、そのあたりもうどうしようもなかったというあたりのへんは。ちょっと、説明していただきたいんですけど。

榎橋委員長 津村次長。

- 津村健康福祉部次長 この現状の状況を想定できていたかと言われるすと、それは大変申しわけなかったですけども、去年の今時分についてはここまで事が進展するとは思っておりませんでした。認識が甘いと言われるれば、もうそれは甘んじて受けないといけなかもかもしれませんけれども。

通常一般に考えますと、当時施設の事業者と地権者がそれぞれ地代を払た、払わないでトラブルを起こしていた。それで、両方から市に対する連絡があった。市は、

できたらお互い両方に円満に解決するように何とかならんのですかと、そこに第三者的にはかかわっておりましたが、その時点では、事業者側あるいは地権者側、どちらサイドに立つということもなかなか市としての立ち位置も微妙な位置だったと思いますので、できたら、まさか福祉施設でなおかつ利用者が毎日おられて、泊まっておられる方も常時4名から5名いられる施設が、裁判結果は取り壊し、撤収しなさいよというふうなことになっておりましたけれども。

なかなかそこは直ちに、従前の地代も払い、また円満に解決するだろうなど、そっちの可能性のほうが高いだろうなというふうな安易な考えは持っておりましたけれども、話を聞くうちにその取り壊し費用につきましても地権者側が450万円とか500万円とか、裁判所に積んで、それを回収する見込みもないのにあえてそういう態度に最終的に出られるとも、なかなか思えませんでしたし、まさか結果は出ておりますけれども、まだ協議の中で円満に解決し、こんなような強制撤去まで事態が進行するとは思っていなかったということが実態でございます。

この4月にいよいよ裁判所の立会人が来て、取り壊しをする云々みたいな話が、急に現実化したわけですがけれども、昨年9月ごろから今年の3月にかけては、まだまだ両弁護士を通じて話し合いが行われていたわけです。その間、幾ら幾ら出したらええでと言いつつやとか、そういう話が市には耳に入ってきたんですけれども、今考えれば、やはりお互い人間の裁判ですから不信感が募って、もう言葉が悪いですがけれども、けんかがエスカレートして行って、もう引くに引けんような状況になったのかなと、今になって思えば思うんですけれども、なかなかそこまで福祉施設が実際に強制取り壊しになるなんていうことは、はっきりと行ってなかったです。

以上です。

榎橋委員長 今井委員。

○今井委員 確かにね、非常にまれなケースやと思うんですよ、これはね、ここまでもめるといふかね。そうやとは思いますが。

林委員が先ほども言われましたけど、やっぱりもうちょっとね、職員さんにおかれても市のお金は自分のお金やぐらいつもりで動いていってもらわなかったら、非常にこういう事態になっていくわけやし、確かにほんとこんな事態になるとは、ほんとお金を150万円も自分でなくなるのわかって、回収できひんのわかって、それでも、そこまでまあいうたら感情的になっとなわけやからね。

そうなんやけども、まあまあそのあたりも含めて非常に甘かったなと、一定やっ

ぱり指摘されても仕方ないと思うんですね。

だから、そこら辺についての、これ何も今回の事例だけじゃないんですけども、基本何が起こったって、公務員の方は自分で責任とってないですよ。自分の給料は何も傷まないですよ。そのあたり、非常に僕、甘いと思うんですよ、やっぱり。民間やったら全部自分でかぶるからね。だから、とんでもない話になりそうやったら、そりゃ必死になって走り回りますよ、そりゃ。そこら辺の部分があったのかなというのんが、やっぱりついつい思います、正直ね。

これを受けて、そしたら今後どういう、何ぼレアなケースやいうたかって、また同じようなことが起こらんとも限らんわけですよ、これね。ほんなら、今後に対してどういうふうにこの事案を受けて、何かチェック機能をいろいろつくっていくとか、何かこう改正されていくことがなければ、またどうせ人がかわっていくわけしょ、職員さんね。だから、かわっていった中で、また起こり得んとも限らんわけやしね。

だから、何かやっぱり今回のことに関しても、ちょっと行政側としても責任をとってもらいたいなという部分と、今後に向けてどう改善、これを教訓としてどういうふうに改善していくんかという、そのあたりの話をやっぱり何か出してくれんかったら、ああそうですか、はいはいいうて、市民の税金からそのまま出してええんかなというのんは、非常に思いますけども。

榎橋委員長 世良部長。

- 世良健康福祉部長 ただいま、今井委員のほうから非常に厳しい御意見をいただきました。おっしゃられたところ、ほんとに我々の認識も十分であったかと言われますと、そこは御指摘の点、認めたいと思います。

ただ、今ここで、先ほど次長の説明の中でも十分なお答えができない部分もございました。といいますのは、まずこれは民事の出来事であったというところで、どちらの意見を市が受けてという動きがとれなかったというのは、これ事実でございます。で、双方の弁護士とはこの間何度もやりとりをしたり、また原告側の方のほうからのたび重なるお電話であったり、そういったところをお受けはさせていただいておりますが、やはり先ほどございましたように、一方の意見だけで市が介入するわけにはいきませんので、そのあたりは非常に我々も行政としましてジレンマを抱えながらおりました。

その中でも、やはり何を優先すべきであったかといいますのは、やはりこの施設にいらっしゃった方々の介護サービスをどのように継続させるかというところは、

一番大切な点であるということで、その間この事象の見きわめをしながら、担当職員は走り回ってくれておりました。

この裁判結果で、一度は調停が成立して、うまくいくというふうに職員のほうも見守っておったんですけども、それが結果こういうことになったということ、これは国の担当者も、全国的にもまれな例であるとおっしゃっていますが、国の担当の方にも聞きますと、やはりこれは行政が介入できないところで、宍粟市の担当の方も非常に大変であったろうなというねぎらいの言葉もいただきました。

今後どうするのかということもあるわけなんですけども、やはりここ、施設の運営事業体がNPOであったということが、法的にも若干の弱いところがあったんじゃないかなと。これが、もう少し責任のある法人であれば、法律の部分でもしかるべき対応ができるかと思うんですけども、NPOというのがそのあたり若干十分でないんじゃないかなというふうにも見とれますが、今後の監査指導の中では、やはり今回ありました用地のことであるとか、それから法人として、NPOも法人でございまして、法人運営としてのきちりとした体制、また法人格の維持のための日々のそういうチェックがなされておるのかというようなところも、これ本来県の監査の部分も入ってくるんですが、介護施設のあり方としても、これは市のチェックも十分なチェックが必要ではないかというようなことも、今担当の中では話しております。

これで終わるわけではございませんので、今後もこのしきぐさの代表の方とはこれからも意見交換しながら、今後の体制については、市のほうも十分指導していきながら、また今後の対応についても御報告させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

失礼いたします。

榎橋委員長 今井委員。

○今井委員 もちろん民間の事業者でも、こういう不良債権というかね、それはもう何ぼ必死にやっと思って出てくる部分では、もちろんあるんですけども、民間はやっぱりそれは全部自分の懐にかかわってきますからね。

だから、ほんといろいろ努力はされたとは思うんですけどね。いま一度そういう思いでやってもらうということと、まあまあまだ先ほどの次長さんの話だったら、当事者があることなんですけども、もう幾らかでも回収できる可能性でもあるのであれば、そこんところは一生懸命、そこは努力していただきたいですし、とにかくやっぱり二度とこういうことを起こさないように、もうちょっとね、その辺、今部長が

言われたような相手の資格とかチェック体制とかそういうことも含めて、何とか新しいチェック体制でも築いてもらわんかったら、ちょっと余りにもああそうですかいうて、はいはいうだけでは、甘いんじゃないかなとは思いますが、その辺よろしくをお願いします。

榎橋委員長 そのほかは。

山下委員。

○山下委員 訪問看護ステーションの看護師さんが確保できない理由というのは、どんなことにあるんでしょうか。

榎橋委員長 中野課長。

○中野保健福祉課長 訪問看護に限らず、看護職の方がどこの職場でも確保できない状況が続いております。一旦、昨年度にお一人確保できていたんですけども、4月の時点で急によその事業体に引き抜かれてしまった状況で、4、5、6の今年度の当初に確保できる人が確保できなかったような事情もあって、看護師さんの確保については、訪問看護ステーションだけでなく、いろんな職場の今課題になっているかなと思います。

榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 それで、常勤の方が時間外で対応されたということで、大体どのぐらい残業されて、賄われているんですか。

榎橋委員長 中野課長。

○中野保健福祉課長 今、手元にはないんですけども、一番多い月に1人当たり、平均すると20時間ちょっと超えていたかな、20時間、30時間ぐらいになっていたように思います。

榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 障害福祉課のとこなんですけどね、障害者自立支援給付費が相当、722万8,000円減っているということやんね、これ。その辺の障がい者の総合支援、こういうところが実績として落ち込んでいってるのかってわかります。

榎橋委員長 水口次長。

○水口健康福祉部次長兼障害福祉課長 ちょっと具体的には全体の分析しておりませんので、決算の折に見ていただいたらいいのかなと思うんですが、これも国・県補助金ともになんですけども、年度途中、大体10月ぐらいに上半期分の見込みをもって1年分の交付決定を受けますので、その後の利用でありますとか、そういったところ、半年分ぐらいは見込みでくくっておりますので、その辺の部分での伸び、

あるいは利用者数の変更、施設から在宅にかわる、在宅から施設に移られるというそういった異動に伴って変更が出てきますので、精算というのはどうしても出てくるのかなと、不足で給付が来る、あるいは返還というのはやむを得ないことなのかなと思うんですが、前半の見込みでしておるとというのが一つと、ちょっと決算的にどういうふうに見込みがかわったのかなでも、ちょっと手元にありませんので、また決算の折に少し御説明ができたと思います。

○大畑委員 わかりました。結構です。決算委員会で。

榎橋委員長 決算委員会で、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第84号、第86号、第88号、第89号議案はよろしいですか。

分科会を終わりにさせていただきます。

午後 2時01分休憩

午後 3時27分再開

榎橋委員長 大変お待たせをいたしました。休憩をとり、予算決算常任委員会文教民生分科会を再開をいたします。

教育部の審査に移ります。先ほど今、手元に用紙が来たと思いますけれども、全ての部と同じような方式で書いていただいています。ここにあります1ページからの分と全く同じでございますけれども、様式を同一化していただいております。

それでは、審査を、第84号議案、説明のほうはいいですか。

では、藤原部長、お願いします。

○藤原教育部長 連日の審査、御苦労さまでございます。

教育部、第84号議案の一般会計補正予算を上程しております。それにつきまして、ただいまより説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

榎橋委員長 前田次長。

○前田教育部次長 それでは失礼します。

本日お配りいたしました資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。

要は、前もってお配りしたものと全く内容は一緒なんですけれども、本日このシーートのほうがページ番号も予算書のほうページ番号打っておりますし、その順番に説明がしやすいかなと思いますので、本日1枚ものを配っておるほうで説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、第84号議案の一般会計の補正2号のところで、教育委員会の関係部分の

ほう、歳入のほうから簡単に説明をさせていただきます。

まず、議案書の10ページを開いていただきたいと思います。

10ページで、まず教育委員会に関係するところから、民生費の国庫補助金のところで、233万3,000円を増加補正するものでございます。内容につきましては、本日お配りしております資料に書いてますとおり、くりのみの学童保育所に児童クラブ、学童保育所を整備するように今年予算を上げてたんですけども、それに伴う国の補助基準額が増額となりましたので、それに伴って国庫補助も上がってきたものをそのまま上げたということで、内示が来ましたのその分、増額するものでございます。

続きまして、次の行、へき地生徒援助費補助金なんですけども、これは一宮北中学校のスクールバス購入に伴う補助金ということで、当初これも国庫補助対象になる部分があるんですけども、当初幾らになるかわからないということで暫定的に50万円を上げていたんですけども、今回内示で120万円が来ましたので、その分70万円増加するものでございます。買うものとしたしましては、14人乗り用のワゴン1台を買うということで、当初予算に上げていたので、これも歳出は同じなんですけども、国庫補助がこれだけふえたということになっております。

それから次、放課後児童クラブの今度、県の補助金なんですけども、先ほど説明したくりのみの国庫補助に伴うもので、これが県のほうもそれに伴って随伴補助ということで同じように補助がついてきます。国が2分の1で、県が8分の1補助になりますので、国がその分増額になった分、県も増額になるということで58万3,000円、ですから、233万円の4分の1が増額になるということで補正するものでございます。

次に、社会教育指定寄附金なんですけども、11ページになりますけども、これはちくさ図書館への指定寄附ということで、去る8月の21日に株式会社大洋さん、社長さんがもともと千種に関係のある方で、その方からちくさ図書館の充実のためにということで200万円の指定寄附をいただきましたので、その分を歳入として上げるものでございます。

続きまして、予算書では12ページの市債のほうになります。

市債のほうで、まず最初民生費のほうなんですけども、これはそもそも上げていたものが、合併特例債で上げていたんですけども、今回全市的に過疎対策債が使えるということで、こちらのほうが有利やということで、このほうに組みかえをするものでございます。

その次、教育費の市債全般につきましても、ここ4行書いておりますけども、こ

れも全て当初は合併特例債で上げていたんですけども、過疎対策債のほうが有利やということで、そちらのほうへ財源を組みかえるものでございます。

続きまして、本日お配りした資料の裏面になるんですが、今度は歳出のほうになります。

予算書でいいますと、19ページを開いていただきたいと思います。

19ページの一番下のほう、子ども・子育て支援費のところが教育部の関係になるんですけども、その中で、まず、前年度の子ども・子育て支援事業国庫補助金の返還金ということで、延長保育、それから一時預かり、それから実費徴収の分の前年の分の実績が確定いたしましたので、国庫補助をその分、国庫補助は毎年12月に申請をするんですけども、それから後、精算という制度がありませんので、それ以降実際に去年の実績が確定したので、その分だけ実績に伴う分で返還を国のほうへ返す必要が生じたので、171万4,000円を補正して返すものでございます。

その次、予算書の20ページ、これも保育所での分なんですけども、これにつきましても同様に保育所・こども園の実績によって事業費が申請していた額よりも実績が下がったということで、その分国からもらった補助金を返す必要があるので、ここへ計上して返すものでございます。

それから、続きまして、児童福祉施設費の賃金でございますけども、380万1,000円を増額するものなんですけども、これは当初予算にはある程度の臨時賃金を見込んでいたんですけども、実績配置によってその分差が生じたものを必要とするもので、3月いっぱい分までを今回補正しようとするものでございます。

続きまして、負担金、補助及び交付金のところなんですけども、先ほど歳入のほうでも申し上げましたように、学童保育所の分、国庫補助金はその分ふえたいということで、法人への負担額が国庫補助金、それから県補助金がふえた分、それに伴いまして市の負担金もございますので、その分を結局法人のほうへ負担がその分だけするようになりますので、その分を349万9,000円をする必要が生じたので、それを計上するものでございます。

続きまして、償還金、利子及び割引料のところで、これは学童の保育事業の確定によって、これも決算が確定したことによって返す必要が生じたものです。

それと、もう1個、学童の環境整備事業補助金いうのをもらってて、整備したんですけども、これも実績、当初10事業所の分を予算要求してついてたんですけども、実際9事業所、1カ所伊水の学童については、パソコンとプリンターが要らないということになりましたので、その分を実際やらなかったので、その分のために返還

金が生じたものでございます。

続きまして、予算書30ページ、教育費でございます。

共済費と賃金につきましては、施設整備課が新しく今度できましたので、それに伴いまして、5月から事務事業等を行う上で臨時職員を必要ということが配置しておりましたが、その分の予算を今回計上させていただいております。

次、予算書の31ページ、32ページですけども、これが図書館費でございます。まず、共済費、賃金につきましては、図書館に配属しております臨時職員がもともと正規職員を配置する予定でおいていたんですけども、館長の分なんですけども、人事配置の関係で無理だということで臨時職員になりましたので、その分をここで計上しております。

それから、需用費と備品購入費につきましては、歳入のほうで200万円の寄附があった分、その分をここで需用費と備品購入ということで上げさせていただいて、ちくさ図書館の図書及び図書装備用の消耗品を購入するために計上させていただいております。

それから、予算書の32ページ、最後なんですけども、生涯学習推進費のところ、学遊館に、外にある便所が男女それぞれ1個ずつあるんですけども、そのトイレを洋式に改修してほしいという要望が出ておまして、今回その分を改修したいということで、施設修繕費として55万円を上げるものでございます。

以上が、教育委員会の関係する部分になるので、よろしく願いいたします。

榎橋委員長 説明、ありがとうございました。質疑のほう、ありますか。

(「ありません」の声あり)

榎橋委員長 よろしいでしょうか。第84号議案、いいですね。

(「はい」の声あり)

榎橋委員長 それでは、教育部の調査報告のほうにいきたいと思います。

午後 3時37分休憩

午後 5時07分再開

榎橋委員長 それでは、分科会を始めさせていただきます。

市民生活部、健康福祉部、教育委員会、第84号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)の関係部分について、賛否をこれから行っていきますけれども、討論はありますか。

自由討議。

(「ありません」の声あり)

榎橋委員長 ない。

それでは、賛成の方。

○大畑委員 参考採決やね、分科会は。

榎橋委員長 そうです、はい。

○大畑委員 それだけ、みな確認しとかなね。参考いうんは、最終的には予算決算常任委員会で決定するから。あくまでも参考に。

榎橋委員長 一応、ここではどうだったかということですね。

では、賛成。

(挙手全員)

榎橋委員長 ありがとうございます。

○大畑委員 委員長、意見として上げてほしいのは、皆さんから言われてるように、やっぱり「笑顔」の問題ですね。

榎橋委員長 そうですね。

○大畑委員 これは、常任委員会で言ってもらいたいと思うんですけど、やっぱり収入として上がってるけど、回収見込みがないということで、これほんまに今後税負担求めていく話やさかいに、それに対してやっぱり委員会としてこういう議論があったということはしっかり報告いただきたいと思います。

榎橋委員長 わかりました。

当時は、全くないという感じじゃなかったですね。

○林委員 回収に努力せいいう。

榎橋委員長 はい。わかりました。意見としてしっかりとさせていただきます。

続きまして、第85号議案、平成29年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、討論ありますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 自由討議。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 なしですね。

賛成の方。

(挙手全員)

榎橋委員長 はい、ありがとうございます。意見としては。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 ないですね。

では、健康福祉部、第86号議案、平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）。

討論、自由討議。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 なしですね。

賛成の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 ありがとうございます。意見としては。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 続きまして、市民生活部、第87号議案、平成29年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、討論、自由討議は。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 賛成いただける方。

（挙手全員）

榎橋委員長 ありがとうございます。意見は。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 続きまして、健康福祉部で、第88号議案、平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、討論、自由討議ありますか。

（「ありません」の声あり）

榎橋委員長 なし。

賛成の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 ありがとうございます。意見としては。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 では、第89号議案、平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）、討論。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 自由討議。

（「なし」の声あり）

榎橋委員長 賛成の方。

（挙手全員）

榎橋委員長 ありがとうございます。意見としては。

大畑委員。

- 大畑委員 やっぱりこれ、非常に大切な訪問看護事業をね、市でやっていく大切なものですけども、実際きょうも話に出とったように、看護師の確保が非常に難しいということで、やっぱり今後も看護師確保の努力をするようにというような意見を出しといてほしい。

榎橋委員長 わかりました。

- 林委員 そんなん本気で探したらあるけどな。

榎橋委員長 では、終わります。

(午後 5時17分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会文教民生分科会 委員長 榎 橋 美恵子